

平成25年第4回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成25年6月11日（第2日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 川崎一平 | 10番 | 秀島和善 |
| 2番 | 前田弘次郎 | 11番 | 井崎好信 |
| 3番 | 溝口誠 | 12番 | 大串弘昭 |
| 4番 | 大串武次 | 13番 | 内野さよ子 |
| 5番 | 吉岡英允 | 14番 | 西山清則 |
| 6番 | 片渕彰 | 15番 | 岩永英毅 |
| 7番 | 草場祥則 | 16番 | 溝上良夫 |
| 8番 | 片渕栄二郎 | 17番 | 久原房義 |
| 9番 | 久原久男 | 18番 | 白武悟 |

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|-----------|------|--------|-------|
| 町長 | 田島健一 | 副町長 | 杉原忍 |
| 教育長 | 江口武好 | 総務課長 | 百武和義 |
| 財政課長 | 片渕克也 | 税務課長 | 吉原拓海 |
| 企画課長 | 相浦勝美 | 住民課長 | 一ノ瀬清雄 |
| 保健福祉課長 | 堤正久 | 長寿社会課長 | 片渕敏久 |
| 生活環境課長 | 小野弘幸 | 水道課長 | 荒木安雄 |
| 下水道課長 | 赤坂和俊 | 産業課長 | 赤坂隆義 |
| 農村整備課長 | 嶋江政喜 | 土木管理課長 | 小川豊年 |
| 建設課長 | 岩永康博 | 会計管理者 | 岩永信秀 |
| 学校教育課長 | 北川勝己 | 生涯学習課長 | 本山隆也 |
| 農業委員会事務局長 | 大串玲子 | | |

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 鶴崎俊昭 |
| 議事係長 | 吉岡正博 |
| 議事係書記 | 片渕英昭 |

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 前田弘次郎議員

1. 高町百貫線（路線番号 a 1002）の現状について
2. 万葉の路の朝の現状について
3. 白石町商店街活性化事業について
4. 歌垣の郷ロードレースについて

2. 内野さよ子議員

1. 白石町文化振興財団に関する法人の変更について
2. 予防接種等の助成について
3. 吹奏楽部楽器について

3. 井崎好信議員

1. 町財政運営について
2. 農業、水産業の振興について
3. 子育て支援、少子化対策について
4. 町民への情報伝達の方法を考える時では

4. 秀島和善議員

1. 生活保護行政の改悪は許さない
2. 学童保育所の充実について
3. 太陽光発電導入推進事業について
4. 職員の能力開発について

9時30分 開議

○白武 悟議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第112条の規定により、本日の会議録署名議員として、片渕彰議員、草場

祥則議員の兩名を指名いたします。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名であります。

通告順に従い、順次発言を許します。前田弘次郎議員。

○前田弘次郎議員

おはようございます。

議長の許可を得ましたので、初日でトップバッター、しかも議員になって初めての一般質問です。一生懸命頑張りますので、よろしくお願いします。

通告したとおり、大きく4項目について一般質問させていただきます。

まず、大きい項目1の高町百貫線の通称峠の部分による朝の通勤時間帯の渋滞の状況について担当課長にお伺いします。

○岩永康博建設課長

それでは、高町百貫線の通行量の現状ということで御質問にお答えをいたします。

現在、深浦地区の国道207号については4車線化工事が平成26年度完成を目標として行われておりまして、朝夕の通学、通勤時間帯については交通渋滞を起こしております。そのために、高町百貫線が迂回路となり、交通車両が現在多くなっております。このような状況を踏まえまして、平成20年3月に交通量調査を行いまして、通学や一般通行者の安全を確保するために、平成21年度に歩道の設置工事約380メートル、それと平成22年度には光明院の裏の法面改良工事を行いまして、約70メートルの道路拡幅工事を行っております。それで、ことし3月に、国道207号の原田跨線橋が開通をしましたので、交通量の変化があるのかということで、5月に調査を行っております。それで、交通量の変化についてはあっておりません。それで、国道207号の4車線化が26年に完成するというふうになっておりますので、その完成後については迂回路の利用が減って交通量が減るものと考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

この路線は、有明南小学校の通学道路でもあり、現在朝の交通渋滞に伴い、この路線の通学道路ではなく、子供たちが迂回して通学している現状です。また、この路線上にある住宅の子供は、この路線を通学しなければ学校に登校できない状況を御存じか担当課長にお伺いします。

○北川勝己学校教育課長

高町百貫線の通学路の件でございます。

各学校では、児童・生徒の通学路に関して、朝の時間帯の交通量が多いことなどを

考慮しまして、子供たちが交通事故に遭わないように、警察署、道路管理者、地域の関係者の意見を求めまして、安全な通学路のルートを選定し、児童の安全確保に努めているところです。このようなことを踏まえまして、有明南小学校では、高町百貫線が朝の時間帯に交通量が多いということで、安全面を考慮しまして、少しだけ遠回りになりますが、深浦の西部、それと室島の坂田、室島竜王という町道を迂回して学校に通っている状況であります。それと、この路線の住宅はここを通学しなければ学校に行けない状況ということでございますけれども、深浦地区の住民の皆さんには、高町百貫線の道路が日常生活において自家用車の利用や子供たちの通学路など、生活道路としての重要な役割を果たしていると認識をいたしております。高町百貫線の有明南小学校周辺の交通安全対策といたしまして、スクールゾーンを設定しております。それで、車の30キロの速度制限、4トン車以上の車の朝の時間帯の通行制限がなされているところでございます。また、この路線につきましては、交通安全の目的で、過去に離合所の整備、見通しの悪い箇所の道路拡幅、最近では百貫から深浦西分にかけて全面的な道路整備がなされているところでございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

先ほど担当課長から答弁があったとおり、朝の通勤時間ラッシュと通学時間が重なり、非常に危険な状況です。有明南小学校の校長先生にお聞きしたところ、交通指導員の方の話ではその時間帯で約200台の車が通行しているとのことでした。実際に私が見た現状では、室島の信号から南に約400メートル、車が渋滞しているのを見ました。ちょうど時間的に朝の7時40分ぐらいです。有明南小学校に通学する子供たちは、2カ所の横断歩道を渡って登下校をしています。登下校中の何の落ち度もない児童が車にはねられて命を落とすという痛ましい事故が相次いで報道されております。この通学道路もいつ事故が発生してもおかしくない状況です。白石町の宝である子供たちを守るために、車に対しての注意喚起など必要だと思いますが、対策はどうなっているかお伺いします。

○北川勝己学校教育課長

昨年度、通学路の点検を行いまして、この路線につきましてもドライバーへの注意喚起の看板を2カ所設置しております。それと、スクールゾーンのマークを路面の標示を行いました。また、スピードを落とせなどの路面標示、あるいは横断歩道につきましても薄くなっている部分を改めて引き直しております。そういったことで、交通安全の対策を講じたところでございますけれども、子供たちに対しましても登下校の際の安全に通行できるよう交通安全の指導を進めてまいりたいと思っております。

○前田弘次郎議員

確かに、飛び出し注意の看板が電柱に設置されてはおります。しかし、この路線を毎日数回行き来している私でさえ、その看板には気づかずに運転しておりました。そこで、先日南小学校の教頭先生に場所を教えてもらい、初めてわかった次第です。電

柱についておりますが、運転中にはなかなかそこを発見するというのができないと思います。いま一度、運転される方々がここは通学道路で子供たちに注意して運転していただくように注意喚起をお願いします。

次に、この路線上の歩道に側溝があり、取っ手の穴が約5.5センチ開いております。小学校1年生には危険ではないでしょうか、担当課長にお伺いします。

○岩永康博建設課長

道路側溝には、道路構造令で路面排水を処理するために設置するようになっておりまして、現在、佐賀県規格のNSK-1型、それとVS側溝、SE管渠等の側溝を敷設しております。側溝のふたの穴は、ふたの取り外しにも使いますが、路面の道路面の排水の受け皿となっております。穴を塞ぐと山間部では下流へ路面流水が激しくなり、平坦部では雨水が滞留して車の水しぶきで支障を来すというようなことが起こります。それで、側溝についてはJIS規格で製品寸法が決められておりまして、歩行者が通常の歩行では負傷しないようになっております。側溝の製造メーカーに確認しましたが、一般的な歩行で側溝の穴に足を入れて負傷した事例というのは全国的にはないということでした。今、議員が指摘された場所について、室島竜王線の交差点部分の歩道の部分ということで、現場を確認しましたところ、VS側溝がふたの穴同士がかみ合って5.5センチの穴が開いておりまして、それを片側のふたを180度回転すれば穴の大きさが半分になって、安全性は確保されるということで、6月5日、北側の100メートル区間、それと南側の20メートル区間のふたの配置がえを行って、安全性を確保したところ です。

以上です。

○前田弘次郎議員

実は、この問題は、数年前、私が議員になる前に一度町にお願いしに来たことがあります。それは、私が子供たちと一緒に登下校を、私も歩いていったときに、ちょうど1年生ぐらいの子供がちょうどその穴につまずいたのを見たので、町のほうに来てこれは危ないんじゃないでしょうかということ数を数年前に言うております。しかし、現在まで何の対策もされていませんでした。そこで、町民の声が町政に届くように町長にお願いして、町長のお考えをお伺いします。

○田島健一町長

前田議員の御質問にお答えしたいんですけども、まずもって道路の管理という意味でのお話かというふうに思います。本来ならば、歩道というのが区分されて設けられておればいいんですけども、車道と歩道が一緒になっている、また車道の雨水をはく側溝も並行して走っているという状況の中においては、先ほど言われたような側溝のふたが大きいかなというようなこともあろうかと思ひます。しかしながら、先ほど担当課長がお答えいたしましたように、JIS規格でなっとるもんですから、また全国的にもそういった事故が発生していないということから放置していた感もあります。しかしながら、先ほど課長が申しましたように、すぐさままた現地へ行って、これは

取っ手の穴を2つを一緒にするんじゃなくて、片方だけにすればその開きも半減するから、こういったことで一応対処してはいかがかなということでは対処したところがございます。今、議員言われましたように、管理の面においては、管理者として、ミスがないというんですか、瑕疵がないようにやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○前田弘次郎議員

また、この路線上の一部が買収が済んでいない箇所があると思いますが、これまでの経緯を担当課長にお伺いします。

○岩永康博建設課長

高町百貫線の道路改良工事で、平成2年から平成5年までに施工した区間で、1カ所、御指摘のとおり用地買収ができておらず、10メートルの区間が狭くなっております。この土地については、相続権がありまして、当時再三となく用地交渉を行い、町長や地元の関係者も面会をしていただきまして用地買収のお願いをしたところですが、しかし、用地買収の面積や土地単価の問題で地権者の承諾が得られておりません。相続人は、4名おられまして、関東、関西に在住をされておられまして、平成14年国土調査の現地確認作業の折に、地権者の1名の方と私が面会することができました。それで、現状等を話して、用地買収、通学路がありますので、用地買収の再度のお願いをしました。後日、相続人で協議をしたが、用地買収には応じられないという返答を受けております。しかし、通学道路の安全性を確保するために、地権者の方と今後粘り強い交渉を行っていきたくと考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

今後、この問題は私たちも一緒に考えていきたいと思っております。検討会など、話し合いの場を設けるとしたらいかがでしょうか、お伺いします。

○岩永康博建設課長

昨年の4月の通学路の事故を受けて、昨年からは通学の安全性の確保ということが非常に問題になっております。この場所についても10メートル区間が狭くなっております。ぜひ、町としてはその通学路の安全を確保するためにも整備をしていきたいと思っておりますので、ぜひ御協力をお願いしたいと考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

次に、大きい項目2の万葉の路の朝の通勤時間帯の現状について担当課長にお伺いします。

○百武和義総務課長

総務課のほうから答弁をさせていただきます。

万葉の路の朝の通勤時間帯の現状はという御質問でございます。

去る5月31日金曜日の朝7時から8時までの1時間、白石小学校児童が通学をしております白石郵便局すぐ南側から白石小学校南側へ通じます町道と万葉の路の交差部分を通行いたします車両ということでの調査を行いました。その結果を申し上げますと、万葉の路の北側県道から入ってきた車が47台、南側共立病院方面から入ってきた車が50台、バイクが3台、白石郵便局南側町道に国道から入ってきた車が18台、その南側の本屋とお菓子屋さんの間のところに国道から入ってきた車が21台、それから白石小学校方面から西へ向かって入ってきた車が14台、それから総合運動場北側から入ってきた車が2台、その日は特にごみの収集日ということで、総合運動場北側のごみ集積所のほうに8台程度ごみ出しに来ていらっしゃるんですけども、その数、またバイクまで合わせまして合計155台の車両が通行いたしておりました。

以上です。

○前田弘次郎議員

この路線も先ほどの高町百貫線と一緒に国道の抜け道となっています。通学道路と交差する横断歩道では危険性が増すと思います。車に対しての注意喚起など対策はどうなっているのか、お伺いします。

○百武和義総務課長

この万葉の路につきましては、昨年の通学路の一斉点検の後に、交差点、特に横断歩道部分の手前のほうには交差点あり、横断歩道ありのマークとか、それから外側線、また教育委員会のほうではみのりちゃんの絵が入っておりますけども、学童に注意の看板と、今現在町でできる整備を行っております。また、万葉の路については、公安委員会のほうで速度制限30キロ規制がしてあるところでございます。

○前田弘次郎議員

次に、大きい項目3の白石商店街活性化事業についての現在の商店街はどのように変化したのか、担当課長にお伺いします。

○赤坂隆義産業課長

白石町商店街活性化事業についてどのように変化したのかというような質問でございます。

町商工会では、商店街活性化事業の一環といたしまして、平成21年度より、地域活性化・経済危機対策臨時交付金や緊急雇用創出基金事業を活用いたしまして、まちの元気づくりプロジェクトというものを立ち上げまして、これまで空き店舗のシャッターに絵を描くシャッターアートコンテスト、また移動困難な人のためのショップモビリティ実験事業、空き店舗を改装、活用した元気のたまご等の事業を展開がなされております。特に、平成24年度の元気のたまご施設利用者につきましては2,745名ということで、主に店舗、イベント等に関する情報提供、また子供の預かり等に利用さ

れております。また世代間交流といたしまして、地元の佐農生による物品の販売も行われております。町民の世代交流、また教育等の多様な活動の拠点として運営がなされているかと思っております。この拠点ができたことで、以前と比べまして商店街の意識も変化いたしました。連帯や協働のまちづくりの機運の醸成等、地域のコミュニティづくりまたまちづくりに貢献ができたのではないかとこのように考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

この事業において、現在商売をしている商店の現状はどうなっているのか、担当課長にお伺いします。

○赤坂隆義産業課長

この事業において、現在商売をしている商店の状況はどのようになったかという御質問でございます。

この商店街の活性化事業を通しまして、白石地域では第3金曜日になにかがおこる金曜市に約20店舗、また有明地域におきましては第3日曜日にほっと横丁日曜朝市ということで10店舗が出店し、定期的に既存店舗以外での販売も行われるようになりました。また、今年度につきましては、買い物客の利便性を高め、情報発信の拠点づくりとして、交流施設等の考えもあるようでございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

現在、商店街で営業をしている店が休みでシャッターを閉めると、その店が閉店したかのように見えます。そこで、休みの店のシャッターには白石町のキャラクターであるみのりちゃんなどの絵などを描いてはいかがでしょうか、お伺いします。

○赤坂隆義産業課長

空き店舗のシャッター等にみのりちゃんを描いてはどうかというふうな質問でございます。

一応、シャッターに絵を描くシャッターアートコンテストにつきましては、平成21年と平成22年で、商工会と商業部主催によりシャッターアートコンテストが開催されております。町内にも22カ所においてアートがなされております。今後、みのりちゃん等をシャッターに描いたらどうかという質問でございますけど、描くときにはシャッターを閉めて描くようになると思いますので、今後それあたりにつきましては商工会とも話しながら進めていきたいというふうに思います。

○前田弘次郎議員

よろしく願いしておきます。

次に、大きい項目4の歌垣の郷ロードレースについて。

ことしはこのレースに参加した方が約3,000人で、同伴者まで含めると倍以上の方

が白石町に来ていただいております。この方々への白石町のPRはどうなっているのか、担当課長にお伺いします。

○本山隆也生涯学習課長

大会開催における白石町のPRはということでございます。

議員おっしゃるとおり、昨年度の大会も2,784人の申し込みに対しまして、98%に当たります2,718名の実参加をいただき、県内はもとより遠く愛知県からも御来場いただいたところでもあります。歌垣の郷ロードレース大会に参加していただいた皆様には、JA白石地区、白石町商工会、町内の企業、事業所の皆様からの御協力によりまして、参加受け付けの皆様に対しては参加賞として地元産のお米や白石町での大会記念としてのスポーツタオルを、大会入賞者の皆様への商品といたしましては、地元産のノリ、レンコン、イチゴやその詰め合わせなど、白石の特産品を提供し、町のPRにつなげているものであります。また、ロードレースに参加いただいた皆様の中から、飛び賞という形でラッキー賞を設け、JA白石からはパックに入ったお米を、町内の各事業所や商店様からはそれぞれの商品を提供していただいております。また、大会プログラムに昼食の無料引きかえ券をおつけいたしまして配布し、白石産のお米と地元食材を使い、おにぎりとお汁のセットといたしましてお昼に提供しております。会場内では、商工会直売所、それから西部コロニーなど御出店いただき、町の特産品を販売して白石町のPRをしていただいております。また、大会マスコットキャラクターのカッチー君とともに、白石のマスコットキャラクターであります白石みのりちゃんにも登場していただきました。特産品やキャラクターグッズの販売、町内PRパンフレットの頒布など、町のPRという面での大会運営につきましては、大会の実行委員会及び協賛団体、役場関係課等々と連携、協力をいたしまして、今後ともPRに努めてまいりたいと思います。

○前田弘次郎議員

ジョギングコースなど、商店街を通り、当日商店街を歩行者天国にさせていただき、空き店舗での一日営業を商工会などをお願いし、白石町の特産品及び特産品の加工品販売をして白石のPRをしてはいかがでしょうか、お伺いします。

○本山隆也生涯学習課長

おっしゃるファミリージョギングの部は、昨年582名の参加がございました。まさに、親子やおじいちゃん、おばあちゃんとの3世代での参加も多く、小さいお子様連れ、またベビーカーを押しての参加もございます。ファミリージョギングのスタート、ゴール及びコース設定につきましては、公認コースで行うタイムレースとは違いますので、現在のコース設定以外はできないということはないと思います。

御質問の商店街を通るコースづくりについてでございますが、具体的実施に向けては幾つかの問題があるかと思っております。例えば、総合運動場をスタートした後、ジョギングコースの部を国道207号線を横断し、商店街を通るコースに変更した場合、約600人の人を横断させるときの安全の問題と佐賀県警の許可や協議の問題。次に、ス

タート、ゴールやコースも全て207号線から西側商店街に移した場合でございますけれども、会場が分かれることでの受付、スタート、ゴールの場所の確保、スタッフの人員の確保のほかに、選手や同伴者の移送についても配慮が必要となり、こういう部分にも人的なまた車両の配置増が必要になるかと思っております。

以上、商店街を通るコースの設営、設定につきましては、参加者には地元の商店街の身近なところを走っていただき、応援者も多くなり、また町のPRも大変期待できるところではございますけれども、安全面、大会の運営面からは非常に困難な部分もたくさんございます。今後、議員おっしゃるコースの設定や白石町のPR、まちづくりとしての大会への取り組みにつきましては、これまで積み上げてこられた実績を生かしながらも、新しい発想を取り入れ、今後協議していかなければならないと考えております。

○前田弘次郎議員

先ほどの国道を横切るということでしたけど、私が考えているジョギングコースは、ちょうど北のほうになりますけど、横断歩道がかかっております。横断歩道を使うことによって国道の横断はないということで考えております。それとあと、商店街はもとより、秀林寺とか、ああいう史跡のところを歩いてジョギングコースをしていただいて、白石町にこういうところがあるんだというPRをしてはいかがだと思いますけど、いかがでしょうか。

○本山隆也生涯学習課長

ただいまの御意見のとおり、陸橋のことかと思っております。その分につきましても、お答えしました中でも小さなお子さん、また高齢者や乳母車等もございますので、そこら辺も十分に再検討させていただきまして、また町内の文化財、名所旧跡等もたくさんございますので、その部分も通っていけるかどうか、今後関係者の皆様とまちづくり、町のPRという面では、十分に今後協議に上げさせてもらいたいと思っております。

○前田弘次郎議員

よろしく願いしておきます。

これで私の質問を終わります。

○白武 悟議長

これで前田弘次郎議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

10時06分 休憩

10時25分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。内野さよ子議員。

○内野さよ子議員

本日2人目ということですのでけれども、私は3項目について質問をいたします。

これは別ですが、今朝の佐賀新聞の報道によりますと、社会保障の国民会議というのがありまして、国保に関する国の上乗せの補助がついていました。今後そういう国保に対しての公費の追加投入があれば、大変市町村も楽になるのではないかなという気がして、ほっとしてみたところでした。これが現実になるといいなあというふうにしてみましたので、期待するところです。

まず、1点目の質問をいたします。

本日は、白石町文化振興財団についてということで質問をいたしております。

平成24年6月、去年の6月ですけれども、今議会でも24年度の報告がなされてきました。きのう説明がありましたけれども、大変丁寧な説明をしてくださいました。きのうの報告、去年の報告ですけれども、平成23年度の報告がありました。その報告によりますと、そのときには気づかなかったんですけれども、実は議会後に報告を見てみたところ、中身は財団法人というふうになっていました。そして、表紙には、公益財団法人というふうになっていました。これについては、ずっと長年公益財団に向けてのずっと取り組みが財団とか社団法人とかなされていまして、それはあり得ることだったかもわかりません。けれども、私はこの財団法人ということを考えてみると、町の指定管理者制度の中にありますし、いつこれがなったのか、どういうふうにしてなされていたのかというのがとても疑問になりました。その点で、今回質問をしているところです。平成15年に公益法人というのが大変問題になりかけまして、そのころから翌年、翌々年、委員会等が立ち上げられたと聞いています。この発端になったのが、KSD事件といいますが、横領事件がありまして、この事件を発端にもう少し財団、社団法人等についても見直した方がいいだろうというようなことが行われたというような記事が載っていたことがあります。そういった経過等がありますけれども、この白石町の文化振興財団について、大変公益になるためには期限と期間というのが大変かかったのではないかなというふうに思いますので、その経過について伺いたいと思います。

○相浦勝美企画課長

白石町の文化振興事業団、財団法人が公益法人に変更されているその経過についてという御質問でございます。

議員おっしゃいますように、平成24年4月1日に公益財団法人白石町文化振興財団として設立をしております。設立の経緯についての御質問でございます。公益法人制度改革によりまして、従来の主務官庁による公益法人の設置許可制度を改めまして、一般社団法人、一般財団法人を登記のみで設立できる制度が創設をされました。そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、公益法人に認定する制度が創設されたということになります。平成20年12月1日の新制度の施行日から、5年間を移行期間として、公益財団法人への移行の認定申請ができたものでございます。なお、この施行日から5年間の移行完了の終了までに移行申請を行わなかったものは原則として移行期間の終了日に解散したものとみなされるということでござ

いました。白石町の文化振興財団につきましては、農業農村地域における町民の産業、文化及びスポーツ活動の振興、公共的な団体への援助を図り、都市住民との交流を行い、個性豊かな農村地域文化の創造に寄与する公益目的事業を行うことを主たる目的とした公益法人として移行の認可申請を行ったものであります。

以上です。

○内野さよ子議員

今、公益法人になったという経過等にお答えくださいましたが、メリット的にはどういふものがあるのか。デメリットについてはどういふものがあるか。デメリットについては、解散という言葉をちょっとおっしゃいましたけれども、解散については一般財団法人にならなければもう本当に解散になるのか。どちらかを選択してなったのかということというようなもの、その辺についてももう少し詳しくお願いします。

○相浦勝美企画課長

公益法人のメリットといたしましては、いわゆる公益を名乗ることができます。そのことによって、社会的信用が得られること。あとは、寄附金、税制での寄附をいただいた方、寄附者へのメリットがあります。デメリットが出ましたが、公益目的事業を行うことを主たる目的とします。事業の活動に制限がございます。ほかに、保有財産については、公益目的事業財産は公益目的事業を行うために使用する、いろいろ制限があつて、その保有財産についても規制がございます。

以上です。

○内野さよ子議員

今、答弁をなさいましたが、社会的な信用、公益的な事業、信頼できるような法人とか、そういうようなことをまとめて言うとなるのかなというふうにも思いました。そうであればなおさらのこと、一番最初言いましたように、こういうようなPRとか、公益になりましたとか、白石町の内にだけ秘めていいのか、例えば議会でも、公益法人になりました、実は去年の資料を見てみまして、表紙だけが公益法人の報告書というふうになっていましたので、いつの時点でなったのかとふつと思いました。それで、調べてみたところ、5年間のうちにしなければならないというふうになっていたところでした。それは、大体経過的には知ってはいたんですけども、我が白石町で、2点目にもなりますけれども、7,000万円からのお金が投入されている割には、議会への報告がちょっとおろそかだったんじゃないかなという気がします。それぐらいのものなのかなということをおもいましたが、しかし今の答弁では他に対する信頼性とか、公益性とかという意味から考えたら、普通は県内にもたくさん公益になったところがあります。町内にも何カ所かありますが、例えば近隣の人とか、知っている人たちには、私はこういうふうにならざるがどうぞよろしくお願ひします、公益性をアピールするならそういうようなことがあつてもよかつたんじゃないかなと、説明があつてもよかつたのではないかなという気はしているところ。その点についていかがでしょうか。

○相浦勝美企画課長

公益財団として認められた理由に、本事業は地域の住民等が映画祭や音楽祭、芸術興行に参加することにより、住民の文化意識の向上、及び芸術鑑賞、芸術活動の発表を通じた技芸の向上に寄与していると思われるため、文化及び芸術の振興を目的とする事業に該当したとあります。この文化的な事業は、設立当初から行っておりました。メリットにもなりますが、税制上の問題がありまして一般のときには収益事業のみに課税をされておりました。もちろん公益的目的は減免がされておりましたけれども、新しく公益財団法人となったときには、公益目的事業は非課税になります。そして、収益事業の利益を公益目的事業に充当することによって法人税が軽減をされます。事業の内容は変わらなくても、この税制の面でメリットがあったということでございます。

以上です。

○内野さよ子議員

それも確かにメリットの一部分でお答えくださったのはありますが、本来は私はもう少し周知とか、そういうようなものをされてもよかったんじゃないかなという気がしています。その点であります。実は、公益法人として設立するためには、公益を目的とする23、目的がですね、23の目的がある。それは、多分今言われた文化的なものの一つになるのかなと思っています。そして、認定されるためには18の項目があるというふうになっています。実は、こういう財団というのがどのくらいのあれなのかなと思っていましたが、きのうの新聞に実は全柔連、全日本柔道連盟の記事が載っていました。大変不手際が多くて問題が多かったということで、この中に認定の基準、認定基準の委員会からクレームが来ている。再度の提出をなさいよということが来ているという記事が大きく載っていました。大きくといても、この記事2つですけれども、それぐらい認定の基準というのはここは厳しいものだというふうに思っています。ひょっとしたら、全日本の柔道連盟というのは、基準をクリアしないで、停止になる可能性があるのかなというふうに思いました。そういう意味で、大変公益事業というのは大きなウエートを占めるのかなというふうに思っていますので、もう少し対応的には注視していろんな面でしてほしいなと思っています。今度新しく杉原副町長が理事長になりましたが、そういう点を含めて、今度初めて見られて、どうお考えになりましたでしょうか。

○杉原 忍副町長

今度、副町長になりまして、最初の議会ということですので、まずもって副町長の選任についての御同意をいただきましたことに、この場をかりてお礼を申し上げます。

さて、お尋ねの件ですけれども、まず公益財団法人の件です。公益財団法人は、先ほど課長も申しましたとおり、通常の財団法人から5年間の任期をもって一般に移るか公益に移るかというふうになっておりまして、白石町の法人につきましては、これはもう当然公益に移るということになっております。この前、財団のほうに参りまして、

今度6月1日から理事長を仰せつかったわけですが、施設を見せていただきました。大変立派な施設だと感心しております。そういう中で、この立派な文化施設を白石町のために今後も有効かつ効率的に活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

今回理事長になられた副町長ですね、新たな気持ちで邁進をされるというふうに思いますが、公益法人の全体の信頼性、公益という文字を追加されたということで、大変現場では長い年月、1年か2年かわかりませんが、そういうような経過を経て、公益法人になられたというふうに思っています。そういうようなことで、議会にも今後そういうようなことで周知徹底の意味でも、ひょっとしたら看板が今のまま財団法人と知っている人もいるかもしれない。現場の職員の方も公益がついたというのを知らない人もいるかもしれない。現実には、私も事後報告のような形で見たところで知ったところでしたので、もう少し公益ということの意味を認識していただきたいなということをおもいました。

先ほどから、課長が文化、文化というふうにおっしゃいましたが、これからは主務官庁がなくなるというふうに書いてありました。これ調べたところですね。ところが、佐賀市文化事業財団とか、佐賀市にもあります。唐津市にも文化事業財団とかありますが、文化という文化ありましたが、この白石町文化財団に関しては生活支援課というこれまでの県の主務官庁になっていました。全体的を捉えて、文化施設だけの意味ではないのかなというふうに思いましたが、その点はいかがでしょうか。あと文化のプールとか、いろんな面がありますので、生活支援課となっているのか、その点についてです。

それから、今後主務官庁がなくなるということでしたが、これからはどこが管理、官庁となるのか、その点についてお願いします。

○相浦勝美企画課長

この認可申請に当たりましては、この施設そのものが農業農村地域における文化振興及び公共的団体の支援に関する事業を行うための施設ということで建設をされています。それに沿った事業がなされておりましたので、その主務官庁であります佐賀県生産振興部生産者支援課ということで認定の申請を行ったところでもあります。当然、認定書としては佐賀県知事からの認定書がまいております。

以上です。

○内野さよ子議員

大体わかりましたが、主務官庁がなくなるという、廃止されるという、そういう意味はどういうことですかね。

○相浦勝美企画課長

今後の主務官庁がどこになるのかというのがちょっと今調べておりませんので、調

べまして後もって報告をさせていただきます。

○内野さよ子議員

農村生産者支援課ですね、そういうようなところで、白石町の文化財団については大きく捉えて、大きな施設であるということは本当によくわかります。そういう意味で、大変統一とか、統治とかそういうようなものについては大変難しい面があるかと思しますので、今後とも注視してやっていただきたいなということを思っています。

それと関連して2点目に入りますけれども、この施設につきましては指定管理者制度ということで、合併後に指定管理者制度が3年、その後また5年ということで、もう間もなく7年ぐらいになるんじゃないかなというふうに思っています。そういう実績等も昨日報告書等を見ると、大変中身は濃いものとなっています。こういった意味で、今後管理委託料として大変財源は白石町にとっては大きなウエートを占めているんじゃないかなというふうに思っています。今の時点でどういうふうにお考えなのか、調査をされたことはあるのか、何かそういうふうなものについて勉強されたことがあるのか。それとも、こういうふうに現実的にはこのやり方が一番よかったんだという今の現実に至っているのか、そういう点についてお答えをお願いします。できれば、杉原館長も何かお考えをお持ちでしょうから、どうぞお願いします。

○杉原 忍副町長

そしたら、細かな点は財政課長のほうから申し上げますけれども、この指定管理者制度ですね、これはいろいろあります。県のほうも、総合運動場、宇宙科学館、指定管理者制度に移ってっております。そういう中で、指定管理者制度のメリット、デメリットというものがございます。例えば、宇宙科学館の中でも学術的なものについては、そういう指定管理者、民間委託でいいのかと、そういう問題も議論されているかと思えます。そういう中で、うちのほうの文化施設を文化振興財団に指定委託を今現在やっていますけれども、今後も指定管理者制度で受託していただけるように振興財団頑張っていたきたいというふうに考えております。

以上です。

○片渕克也財政課長

管理委託料についてのお答えをさせていただきます。

まず、ふれあい郷ができた当初でございますが、文化振興財団に委託して管理をしていこうと。そのときは当時は指定管理者制度じゃなくて、一般の委託であったわけです。それとは別に文化振興財団の職員の人件費の助成、それと直営で町が管理する、管理をする人間は文化振興財団でお願いしますというふうなやり方をとってございました。指定管理者制度というのができまして、じゃあ使用料をかれこれ全部徴収までお願いして、そして文化振興財団で全面的にお願いをしたいというふうなことで指定管理者制度をとってきたわけでございます。

それと、予算というか、財源の面で申し上げますと、平成17年に3町が合併いたしました、その際に旧福富町におきましては福富マイランド公園及び福富ゆうあい館

維持管理基金というのがございました。約9,000万円。それと、有明町には有明スカイパークふれあい郷維持管理基金というのがございました。約4億1,000万円。今後合併してからこれらの施設の維持管理をしていくためには、いわゆる住民のニーズに的確にお応えしていくためには、この基金を合わせまして、それぞれの施設の持つ効用を最大限発揮しようというような趣旨で、2つを合わせて基金を創設していたわけです。目的としましては、申しましたとおり、これらの施設の維持管理、通常の維持管理も含まれますが、これらの財源にしようというふうなことで創設しております。平成18年度に、基金から、合併当初でございまして、ゆうあい図書館の蔵書の購入とか、あるいはスカイパークの管理費用というふうなことで、基金の取り崩しをしております。ですが、その後この基金には手をつけておりません。現在、当初よりも上回りまして、今5億3,000万円程度の基金がございまして、この間、約7,800万円程度ございまして、平成23年度からは公益、先ほどから出てます公益財団法人というのは公益性というのも考えまして、毎年の委託料を頭打ちじゃなくて、その中でいわゆる黒字が出た部分は返していただきます、翌年度で調整させていただきますというふうな制度に変更をしております。平成23年度が7,000万円、平成24年度が7,775万円というふうなことで、財団のほうの資金的な繰り越し、繰り越しが来ておりましたので、その辺で調整をさせていただいております。ほかに、財源といたしましては、宝くじの収益金が交付をされます。この趣旨が宝くじの収益金の趣旨が文化、スポーツ等の振興というような意味合いがございまして、ふれあい郷の維持管理費に充当をさせていただくという形で、平成23年度に1,607万円、平成24年度に1,797万円、これらの金額を充当させていただいております。残りは全て一般財源という形で充当をしております。今後も引き続きこういうふうな体制、宝くじの収益金なりを充てて、残りは一般財源でカバーをしていきたいというふうに考えております。ただ、今後いわゆる地方交付税の一本算定とか、いろんな財政的な面も出てまいりますので、そういったときには基金からの取り崩しというふうなことも検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○内野さよ子議員

今、ここ一、二年といいますか、2年間についてはそういった宝くじの収益金等を充当してやっているというふうなことで、計画的な運営であるということは中身を見ても、報告書の中身を見ても大変内容的にも町民の方に対して公益性のある事業をされているなというふうに思っています。この事業が末永く続くように願っている者の一人として、今後どういうふうに考えておられるのかということを確認をしたところでありました。今年度、黒字ですね、黒字が多分報告書で600万円ぐらい何かあったのではないかと思います。そういうふうないろんな面で努力をされているということも現実にはありますので、しばらくの間はこのやり方でいかれるということでしょうか。課長どうでしょうか。このままのやり方で考えて、しばらくはいこうということですね。

○片渕克也財政課長

先ほども申しましたとおり、当面このような体制で続けていきたいというふうに考えております。

○内野さよ子議員

次の質問に移りたいと思います。

予防接種の助成についてということですが、予防接種の事業についてはこの題に上げてます問いには、市町村の財政負担が大きいのではないかとということを常々思っていました。というのが、市町村の負担が約80%と、それから交付税として20%ですね。ところが、町民に対してはこれは無料という提供で、財政的な面で市町村が大きかったのではないかなということが根底にあります。24年度の報告書を見ますと、25年度からは交付税等の措置が大分大きくなるということで安心をしているところですので、そういった面についての経過についてと今後の交付税のあり方とかについて資料の請求をしていましたので、説明をお願いします。

○堤 正久保健福祉課長

まず、予防接種の助成についてということでございます。

定期の予防接種についての国、県、町の負担割合でございます。もちろん、事業の実施主体は市町村ということとなっております。定期の予防接種の対象になる疾病は、致死率が高いなど、社会に及ぼす影響の大きさや集団発生するなど蔓延の状況により、A類疾病とB類疾病に区分をされています。まず、A類疾病については、議員おっしゃるように、本年度より接種費用の9割を地方交付税に算入されることになっております。ことしの4月からは、子宮頸がん、ヒブ、それに小児用肺炎球菌がこのA類疾病に加わっております。なお、B類疾病については、高齢者のインフルエンザの予防接種が該当いたしております。接種費用の2割が地方交付税に算入をされるということになっております。資料にも書いてありますように、A類疾病については9割を地方交付税で算入と、1割が市町村などの実費ということになっております。下のほうがB類疾病ということで、高齢者のインフルエンザということになっております。A類疾病、定期の予防接種の中で、A類疾病については、ジフテリア、百日ぜき、急性灰白髄炎ですかね、ポリオですね、それから麻疹、風疹、日本脳炎、破傷風、結核、ヒブ感染症と、先ほど言いました3つの予防接種が対象になっております。なお、任意の予防接種ですが、資料の一番下のほうに掲載しておりますが、任意の予防接種については全額個人負担と、自己負担ということになっております。

以上です。

○内野さよ子議員

私はもう随分予防接種法の大改革ということで、市町村の負担が随分軽くなったというふうに受けとめているところです。そこで、接種の考え方とか、方法などについて伺いたいというふうに思います。考え方ですけれども、最近は予防接種が集団接種ではなくて個人接種にほとんどが変わっています。ポリオ接種というのがずっと口か

らの生ワクチン投与ということになっていましたが、去年の9月でしたか、そのあたりから集団から個人接種に変わっています。この経過について、集団接種から変わったメリットとか、そういうようなものについてどう捉えられているのか、その点について。

○堤 正久保健福祉課長

ポリオの集団接種から個別接種に接種方法が変更になった経緯といいますのは、ポリオが集団接種用のワクチンということでワクチンが製造されておりまして、各個人個人が病院へ行くと集団用のワクチンしかなかったということでございます。それで、町のほうとしても集団接種ということで実施をしておりましたが、ポリオが個別、一人一人の個別用のワクチンが製造されたことに伴って、より接種を受ける方の、保護者さんを含めて、利便性を高めるために、個別接種として各医療機関で接種が可能になったというメリットがあると思っております。

以上です。

○内野さよ子議員

大変、ポリオについてはどのぐらいの接種率かわかりませんが、全体的に予防接種率というのはどのぐらいの率なのか。受診率といいますか、その点についてお願いします。

○堤 正久保健福祉課長

全体的な予防接種の接種率というのはなかなか難しい問題ですけども、ポリオに限って申しますと、対象が生後3カ月から生後90カ月に至るまでの間にある者というような接種期間になっております。90カ月といいますと、7歳半ですね、約7年間の接種の期間があるということで、非常にその接種率という出し方が非常に難しいわけですが、私どもとしても学年齢に応じて接種率を見たらどうかなというふうに思っております。一応、手元の資料では、小学2年生、大体7歳ぐらいですね、7歳を超えたところの小学2年生の接種率というのをちょっと調べてみております。現在の小学2年生の対象者が195人ということになっております。接種者が192人で、98.5%の方がポリオの接種をされているということでございます。あと1.5%ほど、100%になっておりませんが、小学校に入るときに転入をされた方とか、そういう方については従前の居住地でのデータしかございません。白石町には転入をされた方のデータがございませんので、その辺が私どもが情報の収集ができないところでございまして、1点、98.5%以上がポリオを接種をされているというふうに思っております。

以上です。

○内野さよ子議員

ポリオに関してはデータがとりやすかったということで、98.5%ということになっています。最近の新聞で、風疹が問題になっていました。新聞にも載っていましたが、全国的に問題となっている、先日の新聞では、20代から40代の人に関しては

接種の機会がなかったというふうに書いてありました。この年代というのが、定期的予防接種ですので、接種というのはしなければならなかったとは思いますが、こういうふうな意味合いはどういうふうに捉えたらいいのか。接種の機会がなかった、ずっと、どういうふうに捉えたらいいですか。わかればお願いします。

○堤 正久保健福祉課長

この風疹が最近非常に都市部で感染者が急増しているということでございます。1960年代については、年間に1,000人ほどの感染者があるということで予防接種が始まっております。1977年から、この単抗原ワクチンの接種が始まっております。当時、対象者が女子中学生を対象にということで開始をされております。それから、1995年に、生後12カ月以上から90カ月、プラス中学生の男女というようなことで接種が拡大をされております。ただ、中学生の男女については平成15年9月までの一時的経過措置ということで、2003年まで一時的な措置ということになっております。2008年から2012年までについては、中学1年生が3期と、それと高校3年が4期ということで、接種の拡大をしております。ただ、昭和54年4月2日から昭和62年4月1日生まれの方については、男性を主にですけども、定期接種の機会がなかったということで、現在の年齢的には26歳から34歳の方ですね、この辺の方が非常に定期接種の機会がなかったということでございます。それと、以前は1回接種ということになっておりました。それで、抗体価、十分な抗体価が得られていない方も非常におられるということで、今回の都市部、佐賀県でも数例の感染がっておりますけども、そういう感染をされて、感染者が多くなっているという状況でございます。

以上です。

○内野さよ子議員

時代時代によっていろんな勧奨の仕方があったのかなと。予防接種法では、今現在はきちっと確立をされてはいますが、その当時は年代によっていろいろさまざまであったのかなと今答弁を聞きながら思ったところでした。先日の予算書の中ですが、平成25年度の予算書の中に日本脳炎のことがちょっと書いてありましたけれども、その中に、積極的勧奨という言葉がありました。積極的勧奨を行うということは、普通予防接種は大体やってくださいというようなことは指導はされていると思いますが、この日本脳炎に関しては22年度から積極的勧奨が再開されたというような言葉が入っていました。この積極的な勧奨に関する考え方というのは、どういうふうに捉えたらいいのか、その点についてお願いします。

○堤 正久保健福祉課長

日本脳炎につきましては、定期接種ということで、1954年からワクチンの勧奨接種が開始をされています。途中ですね、ワクチンの接種によりまして、急性散在性脳脊髄炎というのが発症をすることがまれにあるということで、そのワクチン接種と髄炎の因果関係が否定できない事例が出てきたということで、次のワクチンへの切りかえを見越したところで、厚生労働省が2005年に、現行のワクチンでの積極的勧奨の差し

控えの勧告という文章を各都道府県に通知をいたしております。これで、各市町村にも通知が来とるわけですが、そこで積極的な接種勧奨をしないということになっております。定期の接種ということになっておりますけども、市町村は事業主体でございますが、接種を拒んではならないというようなことで、2006年にもそのような接種をさせないということではいけないということございまして、そういうふうになっております。2009年から、そのワクチンの承認が2月にされて、6月より接種が開始をされております。続いて、違うワクチンでございますが、2011年1月に承認がされて、4月より接種が開始されたということで、供給体制が整ってきたということもございまして、本年から積極的な勧奨を行うということになっております。

以上です。

○内野さよ子議員

日本脳炎につきましては、そういうふうな経過があったということで大体わかりました。普通は、通常は積極的勧奨とか、どういうふうに町として、日本脳炎に限らず、指導というかワクチンを受けるといったようなことについては、保護者の方にはどういうふうにやっておられるのか。先ほどは通達があったので、日本脳炎に関してはちょっとしばらくの間はやめていた。そして、通達があつて、積極的勧奨を行ったと書いてありますが、通常のワクチンについては、先ほどは98.5%ということでしたね。そういうことでどういうふうにされているのか、その辺についても。通常、ほかのワクチンについても。

○堤 正久保健福祉課長

定期の予防接種の通常といいますか、定期の予防接種につきましては、その対象期間にある方について、通知を差し上げたり、町報でお知らせをしたり、そういうことで各医療機関で接種をしてくださいと、お願いをしますというようなことで、お知らせと広報等に努めてやっているところでございます。積極的な勧奨をしない部分については、そういうお知らせとか、広報に載せるというようなことがない。今までポリオはしてなかったということでございます。基本的には、お通知を差し上げて、御連絡をして受けていただくというのが基本になっております。それと、いろんなところで健診等も行っておりますので、そういうところの相談で早目に接種をお願いをしていくというようなことも実施をいたしております。

以上です。

○内野さよ子議員

今、私がお尋ねしたのは、やっぱり受けたくないという先ほどパーセント的にもちょっとありました。あれは、日本脳炎高かったほうじゃないかなと思いますが、受けたくないという人もいらっしゃるし、中には安全性とかそういう反応、副反応といいますか、そういうようなものも出たりすることもあるというので、大変町としてはやりにくいと思います。しかし、基本的には予防接種法の法律の中で運営はされて、そして都度都度の通達とかそういうようなものによって健診とかそういうよ

うなときにはされているというふうに捉えたらいいですかね。

○堤 正久保健福祉課長

定期の予防接種の中で、予防接種法という法律の中で規定をされているものに従いまして、啓発と予防接種の積極的な勧奨を行っている、そういうことで御理解をしていただきたいと思います。

○内野さよ子議員

2点目に移りますけれども、2010年度から緊急促進事業として、これは任意であったと思いますが、子宮頸がんヒブワクチン、小児用の肺炎球菌の費用というのが2012年度、つまり3月までで終わったということになりますけれども、これらについては今後国はどのような計画をなされているのかというふうに思っています。先ほどちょっと答弁をされた中に、3つのワクチンも定期の予防接種に変わるというようなことをおっしゃったので、これまで同様ほかの定期接種と同じように9割の交付税によって行われるというふうに考えていいわけですね。

○堤 正久保健福祉課長

先ほどもお話をさせていただきましたけれども、子宮頸がん、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌のこの3ワクチンについては、2013年、本年度から定期の予防接種ということになっております。先ほどお答えしましたように、9割が交付税算入をされるということになっております。

以上です。

○内野さよ子議員

9割が交付税措置を後でされるということで、交付税といういろいろな率があると思いますが、大体大まかに言ってどのくらいの削減率に、ではなるのかということがわかりましたら。

○片渕克也財政課長

地方交付税という算入をされるというようなことでございますけれども、御承知のように、地方交付税制度というのはそれぞれの自治体の力、財政力、そういったものにも影響されますので一概には言えませんけれども、基準財政需要額の中に算定をされるというふうになっております。重要なのは、その交付税に算入されるという、いわゆる一般財源になるというようなことですので、これからも法に基づいてずっと実施をされていくというふうな体制になったというようなことで御理解いただきたいと思っております。

○内野さよ子議員

金額的にはさっとはわからないと。財政力とかそういう面で市町村によって変わるので、必ずしもぴしとはならないというふうに受けとめました。そういうようなこ

とで、ワクチン接種については定期であろうと、任意であろうと、子供たちにとっては風疹も、今回も新聞にも載っていましたように、後々になって影響が出ることもあるのではないかなというふうに思っています。基本的には、差し支えない限りは積極的に勧奨をされて、子供たちの安全的なこれからの生活をするために情報提供とかそういうようなものをきちっと学習をされて指導をしていただきたいなというのが思っています。そういうようなことで、2点目終わりました、3点目に移りたいと思います。

妊婦健診の費用というのは、5回目までは地方交付税、6回から7回は県の基準や地方交付税と聞いているが、今度継続的な方針にはならないのかというふうにお尋ねをしています。これも予算書によりますと、継続的になされていくのではないかといいふうに、予定というふうに書かれていましたが、今後どのようになるのか、その点についてお伺いします。

○堤 正久保健福祉課長

妊婦健診につきましては、妊婦、乳幼児期の異常の早期発見、早期治療ができるということで、妊婦健診を実施、昨年度まで実施をしておりました。これにつきましては、5回までが地方交付税ということで、9回分が昨年度までは県と市町が半分、2分の1ずつということで財政負担をしておりましたが、本年、25年度からは14回全ての100%全額を地方交付税に算入をされるということになっております。

以上です。

○内野さよ子議員

市町村でこれから交付税として賄っていくようになるということでしたが、予算書を見ますと、9万3,350円が1人分の補助といいますか、そんなふうになっていたと思います。この金額の算定の仕方についてはどういうふうな考え方でされているのか、お願いします。

○堤 正久保健福祉課長

妊婦健診については、合計14回を交付の対象にしているわけでございます。各健診ごとに検査項目を県の医師会とも協議をいたしまして、各検査項目を出しているところでございます。受診1回目が1万5,550円という1回の単価になっております。受診票の中で、2番目の受診が2回ということで1万1,400円、受診票が3という検査項目の3番目のとで、10回ということで、それが単価5,000円と、それと受診票の9番目の受診票で1回ということで1万20円と、そういう各健診の検査項目により医師会との協議によって健診の単価を設定しているところでございます。

以上です。

○内野さよ子議員

先日、妊婦健診という項目でインターネットを調べておりましたら、市町村には本来12万円を渡しているというような項目を書いているのがありました。この考え方も

先ほど財政課長が言われたように、市町村によっていろいろあるので、になっているのか、その点についてわかりますか。

○堤 正久保健福祉課長

市町村、平均で12万円の交付額という見方だと思っております。やはり、都市部と地方部ではその健診にかかる費用というものもやはり違ってきます。健診の中でも多くを占めるのは、人件費だと思っております。その辺が、都市部と地方部でも違うということで、全国の市町村をした場合に、平均的に12万円がなされているというふうに思っております。

以上です。

○内野さよ子議員

県内の医師会との契約ということをおっしゃいましたが、となると里帰り健診とか、例えば白石町で住んでいる人が里に帰って佐賀市で産むとしたら、この金額については県内統一と考えていいと思いました。となると、県外についてはどうでしょうか。

○堤 正久保健福祉課長

妊婦健診の県外につきましては、うちのほうとも契約を締結しておりませんので、後もってでの償還払いということになります。償還払いの限度額としまして、うちで実施しております金額で、申請に基づいて償還払いを実施しているということになっております。

○内野さよ子議員

予防接種とかこの妊婦健診については、大変今年度については国も画期的な改革をされたように思っています。そういう点で、市町村の負担が随分軽くなったように思っていますので、こういうようなことについては国自体としてここ二、三年、大変3種のワクチンについて、あるいは妊婦健診については運動とかそういうようなものがあつたからかなというふうに思いますので、世の中を変えようというときには、市町村からも声を大きく上げてしていくべきじゃないかなというふうに思っています。どこの市町村でも同じ悩みがあつたのではないかというふうに思っています。これにつきましては、この辺で終わりたいと思います。

3点目に移りますが、吹奏楽部の楽器についてということで質問をしています。

町内の中学校には吹奏楽部が白石中学校と有明中学校にあります。機会があるごとに楽しく聞かせていただいているところですが、最近では修理不能の楽器があるとか、使えないとか、そういうようなものが音が悪くなったとか、いろんな事情があるように聞いているところです。この点で、この吹奏楽部の楽器に対する町の考え方といいますか、補助ですね、そういうようなことについては大変金額が大きいので、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

○北川勝己学校教育課長

吹奏楽部の楽器についてでございます。白石町におきましては、毎年部活動の運営助成金といたしまして、部員1人当たり1,500円を交付しております。白石中学校の吹奏楽部につきましては、今年度37名分として、5万5,500円を交付する予定としております。有明中学校につきましても、22名いらっしゃいますので、3万3,000円を交付するようにしているところです。修理等につきましては、各ほかの部活動でも一緒でございますけれども、部費を徴収していただいて活動等に充てておられます。また、吹奏楽部の部費につきましては、これ白石中でございますけれども、1、2年生が年間3万円、3年生が2万円というふうになっているようでございまして、こういったもので修理とか楽器の調整等が行われている状況かとは思っております。

以上です。

○内野さよ子議員

今の御回答ですけれども、大変金額も大きいということも先ほど申し上げましたけれども、部活に対するほかの部とか、ほかを考えて公平性とかあると。一律にはここだけをとということにはいかないというふうに捉えましたけれども、運営費として、大変町としても努力はされていると思います。もっとあげたいとかそういうお気持ちはあると思いますが、現実には各部ですね、いろんな個人負担とかやっておられる中で、部活、この部活だけというのは大変難しいとは思いますが、年次計画とかそういうようなものでもして行って、部活に対するそういう特殊な楽器、楽器は高いですよ、10万円、20万円、高いものになりますと100万円とかする楽器もあると思います。そういった中で、今後のあり方ですけれども、一律にだめですよではなくて、何か方法がないかということを考えていると思いますが、町長どうでしょうか、考え方は。

○田島健一町長

白石中学校の吹奏楽部の楽器については、3月の当初予算のときもちょっとお話がありました。急にお話を聞いたもんですから、ちょっと対応がしかねたところでございます。金額も今内野議員言われるように高価でございまして、約700万円近いお金が要するというようなことでございました。これについてはちょっと先ほどもお話ありましたように、他の部活であるとか、吹奏楽部の部員の数が今後どのようになっていくのか等々を踏まえて、また検討していかないかなと思っております。それも一括で購入していくのか、数年度にわたっていくのかも含めて検討していきたいというふうに思っております。特に、白石中学の吹奏楽部におかれましては、いろんな大会で入賞もされているというところも聞いております。やはり子供さんたちにかわいそうな目には遭わせさせられないかなというところもありますので、検討してまいりたいというふうに思っております。

○内野さよ子議員

私も楽器を持っていますが、やっぱり何もしなくても音が狂ったりとか、音合わせは必ずやりますけれども、ちょっと調子が悪かったり、ちょっとこうただけでもへこんだりします。それによって、音が、響きですね、音の響きとかが悪くなったりす

ることがあります。そういった意味で、やっぱり子供たちが、ましてや毎日使っているから、ここの部活だけというわけにはいかないかもわかりませんが、部員に足りるぐらいの楽器の補修とか、補助とか、修理不能が多いというようなことをちょっと聞きましたので、その点について検討をとということで言われましたが、できればちょっと年次計画でも立てていただいてしていただければなというふうに思いますので、教育長、その点をよくお願いをしたいなと思っています。どうでしょうか。

○江口武好教育長

今議員おっしゃるように、中学校、高等学校は昭和40年代、44年ぐらいにはクラブ活動というのがございました。今、小学校の4年以上、4、5、6とありますけど、しかし中学校、高校もですけど、運動部活動が非常に盛んになってきたものですから、平成10年からは、この運動部活動というのは教育課程の外にございます。課外活動と言います。そして、今度は平成24年度に新しい指導要領ができて、その中に初めて教育課程というのがカリキュラム、これはこれだけをこの1年間でこの子供たちには指導をしなくてはいけないという指針を示したものです。この教育課程と部活動、中学の文化部もスポーツもありますので、は相関的に関連づけるようにすることという文科省のおふれ書きが出たわけです。そういう意味で、24年度からきちっとした根拠を持って、部活動というのは学校教育の一環であると、そういう教育課程外ではあるけど、学校教育活動の一環であるというようなそういった根拠が示されたわけです。ところが、この運動部活動というのは、子供たちが中学校の1年生に入りまして、まさに自主的、自発的にどの運動種目、どの文化部あるいは吹奏楽部を選択するかというのは、それは生徒が決めるものでございます。そして、決めたらそれにかかわる道具というのはまず自己負担になるわけです。自分で準備をすると。これは、いろんな、白石中で今10ぐらい部活がありますけど、数がありますかね、自分で準備するというのが前提じゃないかなと。ところが、先ほど来出ておりますように、非常に高価なものですから、その辺のほかの運動部と、そして吹奏楽部は使っている道具が確かに学校に備えつけてあるけど、もし修理とか購入するときにとんでもない高額になりますので、その辺の整合性をまずはつけなくてはいけないと。ほかの部とはどうなのかということ、そして、でも先ほど来おっしゃってますように、有明中とか白石中の吹奏楽部がいろいろな機会にスポーツのイベントとか、いろんな大会に演奏をして、私たちの心を和ませてくれます。これは、運動、部活動の一つだけど、それを越えた何か宝的なものがあるんじゃないかと。そういうのも捉えられるかもわかりません。いずれにしても、道具が非常に古くなってくると、今後は例えば吹奏楽をちょっと規模をこうするというのも考えられますし、いろいろその辺の道具をどのように何からそろえていくのか、その辺もありますし、一括して600万円も700万円もかけて、それは自治体がそこまで負担できるのかどうかという問題もございますので、何らかの他のほかの部活動との整合性をまずとって、そしてその後どのようにしたら一番よりいいのか、そこは今後の検討課題ということで、私は捉えております。教育委員会もお金は一円も持ちませんので、これは勝手にやりますとも言えないし、今のような諸般の事情を勘案しながら、何とか今後のことを考えていければなと、そのように考

えております。

以上です。

○内野さよ子議員

きのう、私もこの考え方が基本的にはどうなのかなというのをちょっと見たら、教育長がおっしゃったようなことが書いてありました。部活動の楽器、特にブラスバンドの楽器については、自己負担、基本はそうですよというふうに書いてありました。そういった点がありますけれども、先ほど言われるように、最近ブラスバンドの出番が多くて、入学式、卒業式、それから何かの大会の折にはいろんなもので催し物に出ています。接する機会が多いから私がこういうふうに言っているのかわかりませんが、ほかの部活もみんな整合性とか公平性から考えたら同じですので、考え方は基本は皆同じだと思っていますので、しかし年次計画とか、それからちょっと予算書の名前忘れましたが、例えば太鼓とかふるさとの道具を買う、ああいう部門の生涯学習課にありますよね。ああいう地域的な活動の捉え方の予算とか、そういうようなものとかも毎年全額使っているわけではありませぬので、そういうようなものの流用というのはおかしいかわかりませんが、そういうようなものの活用とか、少しずつでも子供たちのいい演奏ができるようになればいいんじゃないかなと思って今回質問をしています。考え方についてはよくわかりましたので、今度ぜひ検討をプラスの検討にぜひしていただくように町長よろしくお願いをしたいというふうに思っています。答弁をお願いします。

○田島健一町長

先ほども回答いたしましたように、また教育長さんからの話もありましたように、検討課題としていろいろ勉強してまいります。

○内野さよ子議員

3つの項目について議論をしてみました、大変いろいろ勉強をしていただきました。大変ありがとうございました。

これで終わります。ありがとうございました。

○白武 悟議長

これで内野さよ子議員の一般質問を終わりますけども、企画課長のほうから。

○相浦勝美企画課長

公益法人の主務官庁はどこかということで、ちょっと保留をしておりましたが、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。今、資料を取り寄せております。後もって報告させていただきます。

○白武 悟議長

それでは、これで内野議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

11時32分 休憩

13時15分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

○相浦勝美企画課長

午前中の内野さよ子議員の一般質問の件で保留をしておりましたので、ここで回答をさせていただきます。

法人の手続、設立、公益性の判断については主務官庁が今までは行っていたということで、今後の主務官庁はどこかという質問でございました。新制度ができて、法人の設立については登記のみで設立できます。しかしながら、公益性の判断については行政庁が民間有識者による委員会の意見に基づいて行政庁が認定ということでもありますので、今回は法務課、県庁法務課を通じて佐賀県知事が認可をしたということでございます。

そして、認定を受けた後の主務官庁はということでございます。認定を受けた後も、公益認定の基準を満たす法人かどうかの監督を、行政庁による監督を受けなくてはなりません。それが生産者支援課を通じて佐賀県知事の監督を受けるということになります。

以上であります。

○白武 悟議長

次の通告者の発言を許します。井崎好信議員。

○井崎好信議員

さきに通告をしておりました大きく4点につきまして一般質問をさせていただきます。

田島町長におかれましては、2月6日に就任をされまして、早や4カ月が過ぎたわけでございますが、3月、4月と年度末、年度初めと非常に多忙なことだったろうというふうに思います。そういった中で、3月議会に約束をされました町長と語る会を廻里津を皮切りに、今3カ所ですか、なされてきたらうというふうに思います。2年間をかけて44区ですか、回るというようなことで、本当に大変でしょうけれども、そういった町民の生の声を聞いて、そしてまた町政に反映をして、そしてそれを政策あるいは施策に持っていくという、本当に実のある成果を期待するものでございます。

町長は、選挙戦におきましてはいろんな公約を掲げられて臨まれたわけでございます。今後、今から先、いろんな取り組みをされて、それを施策に持っていただくものと期待しております。きょうの一般質問も私の意の通ずる、期待ができる御答弁をお願いしたいというふうに思います。

まず初めに、1項目に、町の財政運営についてお尋ねをしてまいりたいというふうに思います。

合併から9年が経過をいたしまして、今までに合併特例債やあるいは臨時財政対策債等の町債の活用をしながら大型のハード事業がほぼ完成を見てるわけでございます。今後は、もちろんハード事業もあるわけでございますが、どうしてもソフト事業にウエートを置いた財政運営になっていくんじゃないかなというふうなそういう思いもしております。

1番目に、合併に伴いまして、普通交付税が平成26年までに保障がされて、そして31年には完全に終わるというふうなことでございます。今後、平成27年以降、また平成31年以降、どういった税関係の見通しを立てておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○片渕克也財政課長

普通交付税の合併算定がえが経過措置としてなくなっていくというような御質問でございますが、普通交付税の算定がえについては、平成26年度限りの措置というふうなことでなっております。その後、0.9、0.7、0.5、0.3、0.1というふうなことで漸減してまいりまして、31年までで、32年からは完全になくなるというふうなことでなっております。これまで算定がえによって白石町が優遇をどれだけ受けてきたかという、平成22年度で12億5,400万円、23年度で12億1,900万円、24年度で11億9,300万円というふうなことでなっております。平均しますと毎年約12億円程度の一般財源がなくなるというふうなことになると思います。非常に財政的に窮屈にならざるを得ないというふうな状況になってきます。一方、公共下水道の進捗に伴う償還費の増大、あるいは平成27年度から始まる予定となっております筑後川下流土地改良事業の償還、これらの財政需要が大きな財政需要がもう間違いなく参りますので、そのことについても検討を重ねていかなければいけないというふうに考えております。これまで総務課、財政課、企画課、一応3課をもちまして一本算定後の対応をどのようにしていくのかということについて、素案とも言うべきところで協議をしておるところでございます。一応、3課の意見を入れまして、今後夏から以降は全庁的に協議の場を持っていきたいと。そして、平成26年度中までに一本算定移行対策プログラムというふうなものを策定していきたいというふうに考えております。時期的には26年度で現行の総合計画の終期でございますので、新しい総合計画ともすり合わせたところで、プログラムを策定していきたいというふうに考えております。総合計画のみならず、そのほかのいろんな計画とも当然整合性をとっていく必要があるかと思っております。また、定員、職員の定員管理計画等についても、その整合をとってシミュレーションをして、そして財政的な見通しを立てていきたいというふうに考えております。また、今後間違いなくやってくるその大きな支出に対しては、現有の基金等の活用、例えば筑水事業の一括償還ですね、そういったのも基金等の活用を図りながら考えていきたいというふうなことで、今財政課のほうで、3課のほうではそういうような構想というふうな形で検討をしているところでございます。

以上でございます。

○井崎好信議員

今までの財政課長の答弁を聞いておりますと、特に今後の本町の予算規模も大分薄くなっていくんじゃないかなという思いでございます。夏以降、全庁協議をいたしまして、平成27年度以降は対策プログラムを立てて対策を立てていくというようなことでございます。先ほど答弁の中でも基金の活用というふうなことでございます。今現在、基金も、私全部把握は、平成24年度、昨年度でございますが、基金が全体で77億4,000万円ですか、だったというように思います。主立ったものが財政調整積立金が20億円と、減債基金が今回補正をされまして、きのうの説明でもございましたが、17億8,500万円でしたか、そして公共施設整備基金が11億円と、白石町の振興基金が10億円と、主立ったものでこれだけ大体80億円近い基金があるわけでございます。基金はあるけれども、地方債もあるわけございまして、地方債におきましては、大体140億円ぐらいの地方債があると思いますが、この地方債につきましてちょっとお伺いをしたいと思いますけれども、臨時財政対策債が53億円近くあるわけでございますが、これは私が認識しているところでは、100%交付金で返ってくるというようなことも聞いております。今現在といいますか、今まで順調にそういった形で交付税として返ってきておるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○片渕克也財政課長

いわゆる地方交付税の原資となる国税の部分が不足すると、計画よりも不足するというふうなことで、それを補填するために臨時財政対策債というような地方債の制度が特例的にできて、当初は特例だったんですが、これがもう常態化しているような状況でございます。ただ、100%算入されているかというふうな御質問でございますけれども、確かにこの償還額に対しては100%の算入というふうなことで計算上入っております。

○井崎好信議員

100%算入をされているというふうなことでございます。今後、こういった財源の乏しい中での、先ほど質問もございましたように、基金の取り崩しをしながらの財政運営になるかと思いますが、平成27年以降、大体予算規模としてはどのぐらいの規模になるのか。その辺まで見通しを、財政計画を立てていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○片渕克也財政課長

今後の財政規模ということでございますが、財政課のほうでは毎年5年先ですね、5年先まで、いわゆる総合計画に掲げている事業等の進行計画といいますか、それにあわせて、財政のいわゆる歳入歳出のバランスをどのようにとっていくかというようなことで、一応毎年積み上げをしております。その中では、今後大きな投資的な事業は今のところ計画がございませんが、既存の施設の中でも小・中学校だとか、体育館だとか、そういったいわゆる相当の年数が来て、そろそろ手を入れんばというような施設が多ございますので、財政規模的にはそんなに大きく下がっていくようなことはちょっと今のところ見込めておりません。

以上です。

○井崎好信議員

限られた財源の中で、先を見据えた効率的な財政運営に努めていただきたいというふうに思います。

次に、白石町の総合計画における実施計画の見直しは考えられるかというようなことでございます。

平成24年度から3カ年の平成26年度までの実施計画が示されております。それに基づいて事業が進められているというふうに思いますが、平成26年までで100%完成の事業、あるいはまた完成を見ない事業もあるかと思えます。そういったことで、100%できない事業もあると先ほど言いましたが、そういった形でやっぱりできない事業についての見直しを考えて、そういったケースもあるのか、お伺いをしたいと思えます。

○相浦勝美企画課長

白石町総合計画における実施計画の見直しということでございます。

この3年間、実施計画につきましては平成26年度を目標年次としております。この白石町総合計画の基本構想及び基本計画に基づき実施を予定する施策、事業の計画的な推進、長期的な見通しに立った行財政の健全な運営を目的に策定をしておるところでございます。毎年毎年ローリングを行います、9月に次年度以降の総合計画、財政計画調書のヒアリングを実施をいたしておるところです。この白石町総合計画に掲げます基本構想及び基本計画に基づき、実施を予定する施策、事業を期間、規模、財政負担などを精査をいたしまして、事業の見直しそのものも含めて検討をしておるところでございます。現在の総合計画につきましては26年度を目標としていますので、この26年度中において、先ほど出ましたが一本算定プログラムと整合性を持った新たな計画の策定を26年度中にとということで考えております。

以上です。

○井崎好信議員

26年度まで、来年度に考えるというようにございませぬけれども、この実施計画の中で、進捗状況といいますか、あるいは26年度中までに完成を見ない事業もわかれば御答弁をお願いしたいと思います。

○相浦勝美企画課長

この実施計画は、当初の補正、当初予算を策定するときにくまなく精査をいたします。25年度分については、今年度の当初予算に合致をしております。これによって、まだ完全にできない事業というのはしておりませぬ。しかしながら、毎年毎年進捗状況、当初のこの事業規模に対して今年度は何%という数字は出ていると思えます。

以上です。

○井崎好信議員

この実施計画の中に、特定環境保全公共下水道事業が入っているわけでございます。今、1期工事で工事が進められておりまして、来年度までですか、1期工事が大体完了というふうに思います。あと、2期工事、あるいはまた3期工事というふうな形で事業を進められていくものだというふうに思います。2期工事が31年までやったですかね。27年から31年までと聞いております。最終的には、39年やったですかね、この3期工事も含めると。その辺の非常にこの1期工事でも52億円近い財源が必要な、また2期工事もそれぐらいと聞いておりまして、100億円以上のこの特定環境公共下水道に投資をするわけでございます。今、そのエリアといいますか、2期工事の中でも大分待たなきゃならんエリアの人、207号線沿いですか、そういった形でなかなか下水道をしたくてもされないというふうなことだろうというふうに思います。待ち望んでらっしゃると思いますが、そういったことで財政的に、あるいはそういった町民の方のニーズも含めて、どの辺かで私は見直しも必要じゃなかろうかなと。もちろんこの財源も考えるときに、長期的なその財政計画を立ててらっしゃると思いますが、先ほどの1項目め、1番目のことでもございましたように、いろいろと財政的に厳しくなる、交付税が少なくなっていく中、そしてまた地方債もある程度制限される中で私はちょっと見直しもしていかなければならないんじゃないかなというように思いでございます。その辺いかがでしょうか。

○片渕克也財政課長

一応、下水道の担当課のほうで、事業費の見込み、あるいは毎年度の償還の計画というのを立てておられます。我々とも一応そういう内容で協議をしながら、一応計画をしているところでございます。事業費総額でいきますと、先ほどおっしゃられたように100億円を超えるような大事業でございます。ただ、一応国・県の補助金なりというふうな措置もございますし、この公共事業については下水道事業についてはいわゆる公共事業債というふうな起債の方法もございます。ただ、事業についてはある程度の計画がございますが、その完了後の維持管理ですね、これにもやはり相当な費用を要してまいりますので、まだそのところ、例えば受益者の負担の部分だとか、今後今のままでいけるのかなとか、そういったところは今後検討していかなければならないことだというふうに考えています。事業そのものについては、一応長期計画のもとで立てておりますので、かなり苦しくはなってまいります。できる可能性はございます。

以上でございます。

○井崎好信議員

その辺の検討を含めてよろしくお願ひしたいと思います。

次に2項に移っていきたいと思います。

農業、水産業の振興についてでございます。

初めに、白石町の農業にとって重要な農産物でございます、全国的なブランドとなっております白石タマネギが昨年度とは打って変わって4月の新タマ以来暴落をして

おります。生産者はもう採算割れ、そしてまた人件費も出ないというふうな状況の中で収穫に励んでいらっしゃるというのが現状でございます。町長も関東方面にトップセールスに行かれたようでございます。しかしながら、消費者は生産地のように下がっていないというふうなことも聞いております。6月に入りまして、若干でございますけれども、価格もちょっと上向いてきたなど、若干でございますが、あるようでございます。このタマネギの価格の暴落の要因と、そしてまた指定野菜の価格安定対策事業の対象になるのか、その辺をお伺いをしたいと思います。

○赤坂隆義産業課長

25年度産タマネギの価格の暴落の要因、また指定野菜価格安定対策事業の対象になっているのかという質問でございます。

この質問に関しては、議員よりタマネギ価格が、各月の単価がわかるものということで資料要求があっていましたので、別添添付をしております。一応資料にもありますように、4月中旬、東京市場では1キロの平均価格が約56円ということで、過去5年で最も安く、品薄でありました前年の5割安と、それと平年比で過去5年間平均で4割安の水準となっております。この要因といたしましては、まず24年産の北海道の豊作により4月期まで出荷が続いたという点が挙げられます。それと、他県産、いわゆる愛知とか静岡とか長崎の出荷が早まったということでございます。それと、全国的ではあるかと思いますが、2月の適度の雨と3月の気温の上昇で収量が上がったということも言えます。それと、県内に至っては極わせ、わせ種の作付が前年より約1割ほどふえたということでございます。そういうことが相場の低迷等につながったのではないかというふうに考えられます。

野菜価格安定対策事業につきましては、生産者が農協等を通じて対象市場等に協働出荷した場合、野菜の平均価格が保障基準を下回ったときにその差額の部分について一定の割合で価格の補給金が交付される仕組みであります。生活に切り離せない野菜の安定供給、また生産者の経営安定に寄与しているものというふうに考えております。野菜価格安定対策事業対象作物として白石地区のタマネギは当然指定を受けております。現時点では、4月期分については価格が安かったということで、交付金が交付される見込みでございます。しかし、まだ額については未確定ということでございます。なお、5月、6月期については、7月以降に判明するというようなことを聞いております。

以上です。

○井崎好信議員

暴落の原因としては、北海道産の豊作によるところ、そしてまた他県産の出荷が早まったというような、そしてまた気温の上昇で生産量がふえたことよっての暴落というようなことでございます。本当にことしはやまんうえから濁ばたまでタマネギができとうというようなことを聞いております。また、他県でもですね。そういったことからだろうと、数量がふえたことからやっぱり需要と供給のバランスでございますけれども、非常に生産者は泣いていることかと思えます。先ほどの指定野菜の価格安

定対策事業でも4月期は交付がされるというような答弁でございました。この交付が大体どのぐらいその価格、大体平均がキロ56円53銭ですか、ということでございます。ちょうど20キロ当たり1,130円ですね。生産者は、本当に手取り価格をすればこの価格では、生産者は20円、17円から20円の手取りしかないわけですね。例えば、選果場に出した場合、それだけ選果、箱代、あるいは運送、選果料というようなことを聞けば、それだけの出荷経費としましても40円、35円から40円の出荷経費がかかっているわけでございますが、この出荷安定対策事業に乗ることを皆さん期待をしているわけでございますが、その辺価格が4月期は何円、キロ当たり何円ですよというのは、まだわからんわけですね。

○赤坂隆義産業課長

農協等あたりにもこの価格安定につきましてはちょっと聞き取りいたしましたけど、出るというのは、価格水準からいって、交付されるというのは聞いておりますけど、まだ額についてはちょっとわからないということなんです。

○井崎好信議員

それにこのタマネギの価格の動向で農家の経営、あるいは町の財政、自主財源といえますか、財政課長一応わかっていると思いますが、町税等にすぐ響いてくるわけでございますが、今後6月あるいは7月、8月と価格が上昇をして、骨折り損のくたびれもうけにならないように願いたいものでございます。

この項を終わりますして、2点目に、6次産業化推進に向けて早期に、仮称でありますけれども、推進協議会を立ち上げるべきではないかというふうなことでお伺いをしたいと思います。

そしてまた、JA白石中央支所へ町職員の出向をというようなことでお尋ねをいたします。

5月に、安倍政権が成長戦略において、10年間で農業、農村の所得倍増の目標を掲げて、農業者が食品加工や販売まで手がける6次産業化の市場規模を現在の1兆円から10兆円の目標で経営を支援するというようなことであります。本当に夢のような話ではありますが、今後全国農村でもこの6次産業化に向けて、農村でそれぞれ取り組みがなされるというふうに思うわけでございますが、こういったことを先取りした形で、推進化に向けた推進協議会を立ち上げて、そしてまたこういったこと、6次産業のみならず、JAとのタイアップというのが非常に必要になってくるというように思います。そこで、町職員の出向を考えてはというようなことをお尋ねしたいと思います。

○赤坂隆義産業課長

6次産業化推進に向けて、仮称でありますけど、推進協議会を立ち上げて、職員を中央支所へ出向してはという御質問でございます。

本町産業の基軸であります農業を維持、発展させていくためには農作物の生産にとどまらず、加工や販売も合わせた総合産業化が必要とされ、6次産業化推進に向けた町内会議、仮称でありますけど、町内で組織をいたしまして、百姓元気プロジェクト

会議というのを立ち上げております。一応5月17日に、県の生産支援課等呼んで勉強会をしたところでございます。町内会議については、6次産業化推進計画の策定、また支援可能な施策の検討を行うようにいたしております。また、計画の中で、10月以降には、白石町6次産業確立に向けたかじ取り的な組織として、仮称ではございますけど、6次産業活性化委員会の発足を予定をいたしております。この委員会につきましては、学識経験者や専門的有識者、農林水産業従事者等で組織し、町内会議で提案された推進計画や施策の検討を行ってもらうようなことにいたしております。町では、6次産業に取り組む意欲的な農水業者、また農水業者で組織する団体、及び農水業者と連携する商工業者の企業などに対して支援を行うようにいたしておりますので、現時点で他機関等への出向につきましては今考えていないところでございます。

○井崎好信議員

私が、仮称でございますから、推進協議会と申しましたが、先ほど産業課長は活性化委員会という名称、これも仮称かもわかりませんが、という形で委員会を立ち上げるというふうなことでございます。それはそれとしていいと思いますが、それはそれぞれの産業部門部門の中からの委員さんの選出というふうなことになろうかと思いますが、私はもちろん産業、産官、行政、そして学と、産官学を入れた形で立ち上げるべきじゃなかろうかなというように思います。やはり、学というか、学識あるいは、なるわけでございますが、やっぱりそういう学識のあるといえますか、大学なんかで専門的にやはり食品科学といえますか、そういったところの大学の先生方をそういった方々も入れた形で、産官学でやっていけばこういった6次産業化もうまくいくのじゃなかろうかなという思いでございます。そして、特に6次産業化に向けても、生産者、いろんな生産者の中で、女性の感性といえますか、女性を特に入れていただいて、女性を2割ぐらいでも入れていただいて、3割でもよろしいかと思いますが、そしてこういった加工は女性がやはり女性のすばらしい感性をお持ちでございますので、そういったことでこの協議会ができるように私はお願いしたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○赤坂隆義産業課長

一応、10月以降に、6次産業確立に向けたかじ取り的な組織として、仮称でございますが、6次産業活性化委員会ということですけど、まだ組織についてはっきりしてませんが、学識経験者、専門的有識者、農林水産業の従事者ということで計画をしておりますけど、一応具体的には例えば学識経験者では、栄養士さんとか、料理研究家の方とか、そういったものを一応女性等も考慮したいというふうに考えております。それと、専門的有識者につきましては、まず県あたりと、県の普及所とか、商工業従事者、食育の改善団体とか、それと農林水産従事者等につきましては、今現在直売所等に、今現在商品を出されている方とか、そういったあたりをちょっと計画の段階ですけど入れたいなというふうに考えております。当然、女性が入ってくると思います。以上です。

○井崎好信議員

当然女性が入ってくるというようなことでよろしくお願ひしたいと思いますが、JAへの職員の出向につきましてはこういったことは町長のお話を伺いたいと思いますが、これは6次産業のみならず、今まで農協にはいろんな形で助成をしてきておるわけですね、施設なり、あるいは農機具なり。そういった中で助成金、補助金をやるだけやなくて、やはり営農からそして販売、流通まで、そういった形で行政も見届けながら、ただ一方的に補助金をやるだけやなくて、そういう農協の組織あるいは生産者と膝を突き合わせて、本当の農家の痛みをわかってというのが私は本当の姿だと思うわけでございます。その辺、6次産業化の今立ち上げる、活性化委員会を立ち上げるということではございましたが、町長の、そういう町長が構想でのそういった形だと思いますが、その辺構想を含めまして、そのJAの職員の出向とあわせて御見解をお伺いしたいと思います。

○田島健一町長

先ほどの井崎議員の御質問の趣旨は、6次産業を行っていくと、いろんな勉強会、検討会をしていくという意味での出向という考え方もあるでしょうけども、もう一つは職員が住民さんとの接触であるとか、町内のいろんな企業へ出向いて行って、その中で研修するというやつもあろうかと思ひます。私は、前者の6次産業化に特化したところの研修というのは、うちのほうから行くということじゃなくて、委員会の中に来ていただくという形で、その中でいろんな、先ほども課長が申しましたように、学識経験者であるとか、専門的な方とか、いろんな方と一堂に会して勉強すればいいかなというふうに思っております。後者のほうにつきましては、私はいずれか職員を町内のいろんな企業、団体に、それは1年とは言わずも、1カ月でも、数週間でもいいから、町内の企業さん、団体はどんなことをされているのかというのを身をもって経験するというのも必要であると思ひますので、そういった一般的に言う研修の場というのは、今後私はつくっていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○井崎好信議員

わかりました。

そういった形でも結構ですから、なるだけそういう職員もそういう町民の痛みがわかるような、あるいは企業の痛みがわかるような形での研修というようなことではお願ひをしたいと思います。

次に、水産業についてお伺いをいたします。

従来ノリ養殖におきましては、県下一斉に共同管理方式といいますか、県下一斉にやってきたわけではございますけれども、ことしは、ことしといいますか、平成24年度は、東部、中部とそしてまた西南部と違った形での管理方式がとられているわけではございます。秋芽の撤去をずらして、そしてまた冷凍の出荷をずらした形での養殖がなされたわけではございますが、そういった形でしたところで、こういった生産金額において違いがあったのかというようなことではお伺ひするわけではございますが、資料請

求もしておりました生産の資料もあわせて説明をお願いしたいと思います。

○嶋江政喜農村整備課長

資料要求があつておりますので提示をいたしておりますが、まず資料についてですけど、1枚目が町内及び県内の支所ごとの24年産ノリ生産高で、2枚目は町内支所の過去5年間のノリ生産状況となっております。内容ですけど、町内における過去5年間を比較しますと、平成24年度産については漁家当たりの平均生産高ではトップの22年度に並ぶ約1,700万円を上げています。しかし、漁家当たりの平均生産枚数は、22年度の181万2,400枚に対して193万9,500枚と、約12万7,100枚の増産となっております。生産量で生産高を維持した結果ということになっております。これまで有明海漁協、議員がおっしゃるように有明海漁協におきましては、秋芽ノリ網の一斉撤去、冷凍網の一斉張り込みが実施されてきましたが、西部地区の色落ち回避等の要望もございまして、平成24年度については、冷凍網の張り込みを東中部地区が12月24日、それから西南部地区が約2週間程度おくらせて1月8日に張り込みが実施されております。これによりまして、結果的にはノリの色落ち被害はほとんど発生しなかったために、一応の成果が見られたものと推測はされますが、今後もこの方法で実施されるかはまた今後検討されていくものと思われまます。それについては、1枚当たりの平均単価につきまして平年は9円台で推移しているところでございますけど、24年度は8円台と安くなっているわけでございます。この要因としては、冷凍網の張り込み時期をおくらせたということで、平年冷凍網の初回の入札となる第4回入札でございますけど、1枚の単価の県内の平均は15.1円に対して、町内の3支所の平均は9.75円と、単価の格差が生じて、出荷時期がずっとおくれることによりまして単価の下落とともに、生産高が抑えられてきたことが要因ではないかと考えられると思います。

以上です。

○井崎好信議員

課長の答弁によりまして、資料を見ておりましたと、非常に生産時期をずらして冷凍入庫をしたことによって単価が安くなったというふうなことが言われるんじゃないかなと思います。そういった中で、生産額は上がったものの、薄利多売といえますか、になったという結果だろうと思います。やはり、この資料を見ておりましたと、本当に東部の2円以上の単価的に差があるわけございまして、これも漁場格差というようなことも言えるかと思えます。ことしの25年度産の養殖においてはこういった形での養殖をされるかまだわかりませんが、一緒になったやはり共同管理方式、同じ養殖方式でやったほうがやはりいいかなと思いますけども、その辺がどうなるのか、このことについては次の質問にも関係するので、次に入りますが、水産振興に係る事業についてでございますが、平成25年度の当初予算で、漁場環境保全創造事業で塩田川の滞筋の作滞が計画されております。平成24年度の養殖において、先ほど申しましたように、管理方式が違った管理をとられたのも、こういった毎年1月に発生する珪藻プランクトンの増殖による赤潮の発生で色落ちが予想されるというようなことからずらされたということでございます。今回、大規模な作滞の事業になっておるわけ

でございますが、今後本当に改善が見込めるのを期待されるわけでございますが、その辺課長どういうふうなお考えでしょうか。

○鳴江政喜農村整備課長

作漑事業によりましてノリの生産高を上げるということでの試みです。昔は、昔と違いますけど、有明は潮の干満差が大きくて、日本の誇る干潟の海と、アサリ、アカガイ、カキ、シャコ、タコ、ムツゴロウ、スボ、ハゼなどですね、水産物の宝庫でもありまして、また日本一の生産高を誇るノリ養殖など、産業的にも学術的にも見て宝の海であったということでもあります。しかし、近年におきましては、海峡の変化が著しくて、特に議員のおっしゃるように、西部地区の塩田川河口域では、珪藻プランクトンによりまして赤潮が発生して、ノリ養殖においては色落ち被害など大きな打撃を受けております。この珪藻プランクトンにつきましては河口域に増殖していくという特性から、この作漑を行うことにより塩田川の流れをよくするということですので、滞留する赤潮を解消できるということではと考えております。なお、この作漑事業の内容ですけど、一応作漑した土については客土に使うと、漁場に持っていくという、漁場用の造成として使うということになっております。それで、一応この新年度の予算に計上いたしました一部補助金ですけど、これにつきましては、漁協が5%のうちの3分の1を補助するというように計上をさせていただいております。それで、5月20日に、既にもう入札が終わっております、一応2工区に分けて事業が実施されることになっております。それで、この作漑の結果を見て、今後のノリの養殖の生産高に直接結びつくという実証ができるなら、今後についても県等にもお願いをして、ほかにもお願いをしていきたいなということでは考えてはおります。

○井崎好信議員

この事業によって改善されることを望むところでございます。

4点目に、農業、水産業の両方とも言えることではございますが、急激な円安で燃油が高騰して経営を圧迫しているのが現状ではなかろうかと思っております。こういった第1次産業につきまして何らかの対策はできないものか、お伺いをしたいと思っております。資料要求、過去5年間の燃油の動向を資料お願いしておりましたので、その辺の説明を含めてお願いいたします。

○赤坂隆義産業課長

燃油が高騰して何らかの対策ができないかという質問でございます。

これにつきましては、今議員のほうから申しましたとおり、資料要求があつたので、過去5年間のA重油と軽油についての価格の動向をお示しをしております。

農業分野につきましては、イチゴ、カキ、キュウリを初めといたしました施設園芸農家が燃油高騰の影響を受けまして経営の継続が困難となっている状況にあります。そのため、国においても平成24年度の国の緊急経済対策の一環といたしまして、補正予算において、燃油価格高騰緊急対策が新たに創設をなされております。この事業につきましては、平成25年度までの緊急措置ということで実施がされます。

この事業の内容ですけど、燃油価格が一定基準を上回った場合に補填金が交付されます。セーフティーネットの構築事業、それと省エネ設備のリース導入支援事業の2つであります。一応、この事業の説明が2月21日、県のほうで説明がありまして、早速関係者に知らせなければならないということで、農協のほうに施設園芸部会を通じまして、農協のほうで説明会を2月28日に実施をいたしておるところでございます。これによりまして、セーフティーネット構築事業には町内でも185名の方がJAさが白石地区また佐賀の花市場を通じて加入がなされております。現時点で、平成25年度2月分については補填金が交付されるということでありまして、3月、4月期については、順次判明するものと思われまます。

一方、省エネ設備のリース導入支援事業でございますけど、町内で5名の方が取り組みの予定がなされるということ聞いております。この園芸ハウスの省エネ機械装置の導入につきましては、ほかにも県単独事業でありますさかの強い園芸農業確立対策事業を初めといたしまして各種補助事業においても従前から導入の促進を図っているところでございます。

以上です。

○嶋江政喜農村整備課長

私のほうからは、水産関係に関しての燃油高騰について答弁をさせていただきたいと思っております。

水産関係におきましても、燃油の高騰は業者の経営に大きな負担となっております。平成20年には過去に例を見ないほどの燃油高騰がありまして、その時点におきまして、国においては燃油高騰水産業緊急対策事業が実施されました。しかし、この内容が省燃油化への支援メニューだったために、本事業で取り組んだ漁家はありませんでした。また、平成22年度から、漁業経営セーフティーネット構築事業が創設されまして、急激な燃油の高騰対策として、漁業者と国、または養殖業者と国で基金の積み立て、要するに基金の積み立て割合は、国1、漁業者1という割合で行いまして、基準価格と高騰した価格の差額を補填するという保険的制度が整備されております。参考までにですけど、町内3支所の平均24年度の実績といたしましては、補填対象件数が71件、補填金額が1,284万8,230円が支払われております。なお、まだ確定ではございませんが、報道によりますと、農林水産省はこの制度の新たな緊急拡充対策として、1リットル当たり95円を上回った場合は、国が上昇分の4分の3を負担する方針を固めたということでございます。また、この緊急対策とあわせて、漁に使う照明の消費電力の少ないLEDに変更したり、燃費のよいエンジンに交換したりするなど、省エネに取り組む漁業者に対して国が必要な費用の半分を補助するというようになっておりますけど、まだ正式な発表がないために今後国、県の動きを注視していきたいと考えております。

以上です。

○井崎好信議員

わかりました。施設園芸農家にも、あるいはまた水産関係にもそういった補填がい

ろんな形でされている、私も知らなかったものですから納得したところでございます。資料を見ましても、昨年7月からはA重油あるいは軽油ともにプラス12円というような、それだけの高騰をしているというのが伺えるかというように思います。

それでは、時間も大分経過しているように思いますので、この件は終わらせていただきます。

次に、3項に移らせていただきます。

子育て支援、少子化対策でございます。

初めに、出産祝い金の創設をということでお尋ねをいたします。

この件につきましては、私も今まで過去何回となくこの出産祝い金をというようなことで要望なり提案をしてきたところでございますが、なかなか前向きな答弁をいただけません。今に至っているところでございますが、今回田島町長の選挙戦において、パンフレットを見まして、出産祝い金の創設というようなことを明記をしてございましたので、これはなかなか私とちょっと意の通ずるところがあるなというふうなことで質問をするところでございますけれども、隣の町でも江北でもこの事業を始められておりますが、今後どのような形で、この件につきましては3月議会でも取り上げておりましたけれども、再度伺いをしたいと思っております。どのような形で取り組まれようかと。すぐじゃないと思っておりますけれども、どのような形で取り組まれようとしていらっしゃるのか、伺いをしたいと思っております。

○田島健一町長

井崎議員の出産祝い金の創設についての御質問にお答えしたいと思います。

私も町長選に当たりましては、公約としてこの出産祝い金の創設をうたっております。私も町長になってから、公約に掲げたことにつきましてはすぐさま課長会議等々で指示をしたところでございます。その中の一つとして、この出産祝い金についても指示したところでございます。一応、私のほうに現時点での報告ということでございますけれども、関係課のほうでいろいろ検討していただいたわけでございますけれども、御承知のとおり、現在のところ、県内では3町でしか出産祝い金の制度というのではないということでございます。いろいろ中身等についても調べていただいておりますけど、祝い金を差上げたから子供がふえたというのにつながっていないとか、いろいろちょっと中身については勉強する、検討するまだ必要があるのかなというところでございまして、もう一つは第1子からやるのか、第3子からやるのか等々も含めまして、いろいろ課題等もございまして、調査研究を今後とも進めていきたいというふうに思っております。中の、今の数回の検討会の中では、一過性といいますか、祝い金の1回だけでいいのか、それとも、今の子育て支援というか、出産等々についての支援というのがいろいろな形があるから、出産祝い金ということじゃなくてもっと違った、例えば小学校に入学するとか、中学校に入学するときの出費が大きいとか、そうじゃなくてもずっと子育てをする中において毎年毎年支援したほうがいいのか、いろんな話が聞こえてまいりました。だから、そういったものも含めて、もう一回この出産祝い金というのを私はやめたというわけじゃないですけど、もう一回根本のところからもう一回検討、研究していきたいというふうに思っているところでござい

す。

○井崎好信議員

資料請求をしておりました合併後の本町の出生者数でございますけれども、やはりこの資料を見ると、少子化の実感といいますか、伺えるわけでございます、やはり年々減少傾向にあるわけでございます。平成24年度が172名というふうなことでございまして、172名に例えば1万円しても172万円だと。私は少額……。その辺がわかりませんが、そのくらいなら大した額じゃないかなという思いもするわけでございます。先ほど県内で3町が取り組みをされているというようなことでございます。それは、検討の余地があるかと思えます。しかし、やはりこういった少子化対策という事業をすることによって、もっと効果はわからんということでございますが、やっぱり白石町はそういったことを取り組みよるというようなことで、やはり外の町から転居といいますか、若い御夫婦が転居されて、また定住促進にもつながるというようなこともございます。そういった側面を考えながら、やっぱり前向きにこの件については取り組んでいただきたいというように思います。

次にでございます。学童保育につきましては、保護者の就業の形態といいますか、以前と違う形の状況にもなり、また核家族というようなことで、非常にこの学童保育のニーズが高まって、非常に多くなって、全校で取り組みをされたところだと思えますけど、今、高学年といいますか、3年生まで今していらっしゃるんですが、高学年においてももう少ししていただいたらというような要望も聞いております。その辺の対応はどうされるのか、お伺いをしたいと思えます。

○堤 正久保健福祉課長

白石町の学童保育につきましては、保護者が安心して働くことができる環境や小学校低学年の健全な育成を図るため、学童保育事業を実施をいたしております。現在、議員おっしゃるとおり、学童保育所へ入所できる児童は原則として小学3年生までということで取り扱いをいたしております。この学童保育の高学年までの利用の方法といいますか、そういうところを検討ということでございます。先月、学童保育を利用されている児童等の保護者に対してアンケートをとって、約3分の2の方が高学年までの利用を希望というようなことでなっております。これにつきましては、施設そのものが現在手狭ということで、3年生までということで現在までしてきたということもありまして、3年生までが入所できるような施設になっております。今後、高学年までは平成27年度を目標に計画をしていくことと考えております。これにつきましては、子ども・子育て関連法案の中で、小学校全学年を対象にするということになっておりますので、その中で、仮称ではございますが、子ども・子育て会議協議会みたいなのを本年度中に立ち上げたいなと思っております。その中で検討をしながら、その辺について御検討を願っていきたく思っております。

以上です。

○井崎好信議員

アンケートをとっても3分の2以上の方が高学年までを要望されているというように、平成27年度までを目標に整備をしていきたいというようなことでございます。よろしくお願いをしたいと思います。

時間がちょっと経過しておりますので、この3点目の婚活事業の推進につきましては、今回同僚議員も質問、あと何人か重複した部分ございますので、その方々にお任せをいたしまして、次に参りたいというふうに思います。

第4項の町民への情報伝達の方法を考えるとこのようなことでお伺いをいたします。

今、町民への情報の伝達としては、広報「白石」あるいはケーブルテレビ、インターネット、データ放送ですね、そしてまた駐在員さんによる配布ですか、回覧板等の情報、そしてまた災害時には防災無線システムがあるかと思えます。本当にこの情報伝達の方法で町民の方に伝わっているのかというような疑問を持つわけでございます。この件につきましても、平成23年度の9月議会におきまして、JAグリーンネットの老朽化によりまして、JAが新システムに移行するというようなことから、本町はどういうふうな考えを持っているかというようなことを質問をしたところでございますが、執行部の答弁としては、現状のままでいくというふうな答弁であったかというふうに思います。JAの告知放送が今年度の3月から供用開始といたしますか、始められております。ここへ来まして、いろいろ情報を町民の方々からも本当にこの情報が伝わっているのか、そしてまた防災無線も非常に聞きづらい、風向きでは聞きづらい。そしてまた、部屋の中におったらわからんというふうなことも聞くわけでございます。この緊急時といたしますか、最近では小学校の運動会とか、あるいは近いうちにはきのう、おとといやったですか、グラウンドゴルフ大会が雨で中止になったとか、そういう緊急時がそういうケーブルテレビなり、あるいは広報「白石」なり、そういった形では全然伝達の方法がないというようなことですね。そういったことで、遅くなってから、始まっておりますけれども、JAの告知放送に参入したほうがいいんじゃないかなと私は考えますけれども、その辺いかがでしょうか。

○相浦勝美企画課長

行政サービスとして、JAの音声告知放送に参入すべきではとの御質問でございます。

先ほどの資料要求にもありますが、JAの告知放送の加入状況、平成25年4月末で2,085世帯となっております。加入率で27.1%、今行政放送として、音声プラス映像によるケーブルテレビ放送を利用しておりますが、今議員おっしゃいますように、火災発生時等の緊急放送は防災無線を利用しております。緊急放送は一刻も早く一人でも多くの人に知らせるのが目的であります。瞬時に2,085世帯に告知できる通信設備がありますので、防災の面からもJAの音声告知放送への参入について防災担当と協議しながら検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○井崎好信議員

検討させていただく、ここではっきり前向きな答弁と思いますが、はっきり加入いたしますと聞きたいわけですが、この資料を見ましても、ケーブルテレビは公設の白石地域、福富地域でまだ39.1%、3月議会でしたか、そのときが37.6ぐらい、微増はしてるとは思いますけれども、10件のうち4件かたっとんさんというような状況ですね。有明地域と須古地域の民設は55.9というようなことで、6件近い、弱の加入があるわけです。先ほど企画課長の答弁でも、2,085戸がこのJAの告知放送に加入されているわけです。大体、目標は3,000戸と聞いておりました。やはり、この行政放送は、もしもやっておいたら、もうちょっと私は目標の3,000戸ぐらいいっとると思うんですよ。やはり、行政放送、農家だけの情報ならかたらん、やっぱり行政放送がああないばかたつくかと、もちろんケーブルプラス電話も加入しないといけなわけですが、それはそれでメリットがあるわけですが、今後そういったことで、目標が公設の場合50%というような目標でございましたが、そこまで私はいかんとします。そういった中で、やはりこういった情報の伝達の方法を行政サービスとして、やはり確実に情報が伝達するように早期にするような形での方法をとっていただくというふうに思うわけですが、そのように再度検討じゃなくて、前向きに考えていきますという、参入を前提に検討しますというような答弁いただけないでしょうか。

○田島健一町長

井崎議員のこの行政サービスへのJAへの音声告知放送に参入すべきという話ですが、先ほどの課長の答弁にもありましたように、現時点においては27%の加入と、24年3月、グリーンネットがなくなる前の加入状況が3,900件ぐらいということで、51%ぐらいの加入やったんですね。加入状況がグリーンネットというか、JAさんのやつが51%であるとか、27%ということですが、行政サービスというのには通常の行政サービスと緊急時の行政サービス、大きく2つあるのかなというふうに思います。一般的な通常の行政サービスにつきましては、議員が御指摘ありましたように、いろんな媒体使って、ケーブルテレビを初めとして、町報であるとか、駐在員さんからの通知であるとか、いろんなやつがあるわけですが、やっぱり緊急時というのは問題だというふうに思います。緊急時に、このJAさんの放送に参入するというと、先ほど言いましたように、現時点でも27%、以前であっても51%だったということですが、やはり今後は先ほど課長が言いましたように、どのような方向に持っていったらいいのか、経費面とか操作面からいろいろと検討してまいりたい。今は、ラジオであるとか、緊急ラジオ、佐賀市さんも何か今度やるようになっておりますけども、ラジオであるとか、いろんなタイプのやつが今出てきております。そういうことで、JAの音声告知によらずとも安価にできるものが社会にあるのかもわかりませんので、そういうやつも含めて検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○井崎好信議員

時間も来ましたが、前向きに検討していただいて、先ほどから申しますように、行政サービスで音声告知に参入を、行政サービスですればもっとJAの告知放送のほうもふえていくと、私は確信しております。よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○白武 悟議長

これで井崎好信議員の一般質問を終わります。
暫時休憩いたします。

14時30分 休憩

14時45分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。秀島和善議員。

○秀島和善議員

私は、今回の一般質問で大きく4つの観点で質問をさせていただきます。

第1には、現在国が進めようとしている生活保護行政の改悪を許さないということが第1点です。

2番目に、子育て応援としての学童保育所の充実です。

3点目に、新年度打ち切りになりましたけれども、太陽光発電導入推進事業に復活を求めることを要請したいと思います。

最後に、全力を挙げて今こそ人材育成、職員の能力開発に取り組む、この4つにわたって、主には町長、そしてまた副町長にもお尋ねしたいと思います。

まず、第1点目については担当の課長に1項目めについてお尋ねいたします。

6月4日に、国会衆議院において生活保護の改悪がなされました。自民党、公明党、民主党、維新の会、みんなの党、生活の党の6党の賛成多数で衆議院では可決され、私ども日本共産党はこの生活保護の改悪に反対の立場で臨んでおります。論議は、参議院に送られています。

さて、非常に厳しい経済情勢や雇用情勢によりまして、生活保護を受けたいという方たちがふえております。生活保護の決定ということは、所得や財産がなく、本当に必要とされているかどうかその状況をきちんと調査しなければならないことはもちろんですが、一部自治体において、なるべく生活保護の申請がされないように門前払い的なことをされていることが報道されております。また、生活保護の申請が本当にしやすいようになっているのか。現行のシステムでは口頭での申請でも受け付けは可能です。生活保護の案内の文書がわかりやすい場所に、いつでも誰でも手にとることができ、申請が可能な状況になっているのか。この生活保護の行政においては、県の機関が窓口であります。しかし、一番町民に近い町の職員こそが憲法25条の生存権の立場で生活行政を進めていくことが必要だと思っております。

まず、1点目についてどのようになっているのでしょうか。

○堤 正久保健福祉課長

生活保護の申請についての現在の取り組み方ということでございます。

まず、生活保護の相談があったときには、相談者の方に寄り添った対応を常に心がけていくように職員には指導をしていただいております。その中で、生活保護の仕組みというのを相談者の方にお渡しをして、御案内と生活保護の制度の説明をさせていただいているところでございます。この説明で、生活保護受給者を受給を希望された場合について、杵藤保健福祉事務所に連絡をして、事前の相談を行って、申請書をお渡ししているという手順をとっております。あわせて、申請の際の記入の仕方などについても相談者の方あわせて説明をいたしている状況でございます。

以上です。

○秀島和善議員

私のほうから、生活保護の窓口の申請の受給状況の推移ということで資料要求をしました。この内容について、担当課長から、合併後今日までの申請の状況、開始の状況、そしてまた生活保護の白石、福富、有明地域における状況など、特徴などを説明をお願いしたいと思います。

○堤 正久保健福祉課長

事前に配布させていただいております生活保護の窓口申請と受給者の推移ということで、平成17年度から平成25年度までの表を差し上げていると思います。平成17年1月1日合併時点、受給者数が83名ということで、平成21年度に102名と増加をしております。以後、25年度まで若干ずつですが、その受給者数が数名ですけれども減ってきております。これについては、老齢年金の受給とか、障害年金の受給とか、転出とか、死亡とかということでの受給者の現象であるというふうに思っております。白石地域が受給者が多いということになります、人口的にも白石地域が人口も多いわけですが、白石保養院とか、老人ホームといいますが、歌垣之園ですね、ここの入所者が多いということで、白石地域が多いということになっている状況でございます。

以上です。

○秀島和善議員

町長にお尋ねをしたいんです。

先ごろ、大阪北区のマンションで、母親と3歳の息子が餓死で亡くなったという事件、報道で承知されておるとおもいます。この事件に対して、私どもが発行しておりますしんぶん赤旗によりますと、母親は28歳、息子は3歳、遺体が発見されたのが5月24日です。死後3カ月以上経過をしていたと。冷蔵庫はなく、食料品もなかったと。銀行口座には数十円しか残しておらず、生活に困窮していた跡が見られるということがしんぶん赤旗6月9日号で状況が報道されておりました。私は、大阪の町の都会での問題というふうに見過ごしてはならないと思うんです。先ほど、担当課長が町民の立場に寄り添うとおっしゃいましたけれども、町長として、今貧富の格差が拡大している今日、本町においても先ほど担当課長より説明があったように100世帯近い生活

保護の受給状況があります。私は、まだまだこの格差が拡大される中で、町民の心に寄り添うということは、こういう問題を発生させないために、何が必要だと、町長としてお考えでしょうか。

○田島健一町長

先ほど大阪のお話を聞きましたけども、私も新聞で、子供さんには食べさせてなかったということで、子供さんがさきに亡くなったのかなという思いがしてるんですけども、やはり行政がずっと見回りまでずっとすることはできないと思います。そういった意味では、やはり都会と田舎の違いあるでしょうけど、やっぱりコミュニティが希薄になっているというのがこういったものにつながってるんじゃないのかなというふうに私は認識をいたしております。白石においては、このようなことはないかと思えます。いろんな組織、例えば民生児童委員さんであるとか、いろんな委員さんが当町にはいらっしゃる。そういった方々によって助けられているのかなと私は思っておりますけども、やはり都会のことはちょっと置いておいても、当町、白石町のことだけを考えれば、そういったいろんな組織で困窮者といいますか、そういった生活保護も含めたところの行政はしていかないかんやろうと、私はそのように感じております。

○秀島和善議員

大阪北区での母親と3歳の子供さんが亡くなったというこのことに関して、異変に気づけなかったのかということで赤旗新聞にはこのように書いてあります。部屋の電気、ガスがとめられていた。ガスは昨年10月の契約当初から料金が未納で、ことし2月7日に供給停止になりました。電気についても停止時期は不明です。2月は母子が亡くなったと見られている時期ですとありますけれども、まず孤立していくという、そして餓死に至っていくという中で、電気やガスがとめられる、それは滞納から来るものですけれども、このようなことが町長も御承知かと思えますけれども、ここ四、五年の間に北九州やまた北海道、また立川などでも若い姉妹が3度生活保護の申請に行ったけれども、窓口できちんと対応ができずに餓死して亡くなったということも記憶に新しいと思います。このようなことから、厚労省は2001年以降、通達を出しています。その通達というのが、何度も自治体に水道や電気などのライフライン事業者との連携をしっかりと求めるということなんです。ですから、電気、ガスがとまったということがきちんと自治体に通知ができるということを町として私は求めるべきではないかと思うんですけども、町長のお考えいかがでしょうか。

○田島健一町長

先ほどから言いますように、白石町においてはそういう事態は発生していないわけでございますけども、やっぱり自治体組織として、区長さん、駐在員さん、その下にはまた班長さんとかがいらっしゃるかと思います。私どもは駐在員会議も一月に一遍やらさせていただいております。こういったことが起きてからはだめでしょうけども、前もってそういうこともお願いをしながら対応していけばいいんじゃないのかなとい

うふうに思ってるんですけども。

○秀島和善議員

そうですね。確かに町長がおっしゃるように、本町では区長会や駐在員会や民生委員、また婦人会の組織、また商工会や漁連などを通して、さまざまなグループがお互いの生活を支え合うということが豊かに築かれているというふうに私もそこは自負しております。しかし、これだけ新しい若者の世帯が本町にも入ってきております。子育てで孤立するという場合もこれは都市に限らず、農村部においても生まれております。これは、子育てに限らず、お年寄りに対しても老老介護などもふえています。つい最近、私の身近なところでも80過ぎの男性の方が亡くなりましたけれども、連れ合いが長く闘病をし、その息子さんのところに奥さんだけは置いて、本人が一人生活を頑張っていましたけれども、しかし自分の身の回りのことができないということで、最近亡くなったばかりであります。私は、こういう状況を考えるときに、先ほども申しましたけれども、電気やガスが滞納になる、そしてとめられるということが最初に生活困窮の兆しとしてわかるわけです。もう一つ、町としてわかることは、給食費の滞納とか、国民健康保険税の滞納とか、水道料金の滞納とか、そういうものが各部署ごとにわかっているわけですけれども、きのうの学校教育課長の答弁の中で、給食費の滞納が555件でしたか、あるということで、その実態がほかの国民健康保険税や水道料金などの実態はどうなのかと聞きましたら、わからない、調査する権限がないということでしたけれども、私は、町長、この厚労省の通達が2001年から数回にわたって出ているものですから、本町としてもこの厚労省の通達を生かした電気、水道関係の事業者と提携を求める、つくるということは町としてもできるのではないかと思います。もう一度その認識をお伺いしたいと思います。

○田島健一町長

私も勉強不足の感があるわけでございますけれども、その2001年の厚労省の通達というのですね、やはり今いろんなところで個人情報等々の話がございまして、わかりづらいところもあろうかと思っておりますけれども、ちょっと私先ほど言いますように、2001年の厚労省の通達というのをちょっと読み合わせておりませんので、後追ってまた御返事申し上げたいというふうに思います。

○秀島和善議員

北九州で、いのちをつなぐネットワーク事業というのが現在でも活動しています。北九州では、いち早く、ガス、電気、水道などのライフラインの滞納状況がどうなっているのか、またとまっているということについて、いち早く業者からその自治体に対して固有名詞で情報を提供できるシステムになっています。こういうシステムは、北九州に限らず、全国の幾つかの自治体でもうシステム化して始まっていますので、私はぜひこのいのちをつなぐネットワーク事業のような形で、本町としても取り組みを出発をさせていただきたいことを重ねて強調しておきたいと思っております。

さて、(2)の生活保護を受けたいという方がふえているわけですから、生活保護の

窓口や相談体制の充実が私は今こそ必要だと思います。現在の状況と今後の見通しについて伺いますけれども、1つは先ほどから繰り返すように、厚労省の通達を生かすということと、あわせて個人情報保護法では、23条1項2に、生命や身体、財産の保護が必要なケースでは、個人情報提供の制限は適用されないということが保護法の中でうたわれております。ですから、昨日の学校教育課長が給食費滞納の家庭が他の公共料金滞納しているのかどうかわからないというようなことは、個人情報保護法からいっても通用しないわけです。私はぜひこの個人情報保護法の観点からも、職員の相談体制を充実させる必要があると思いますけれども、担当課長、この点についていかがでしょうか。

職員の生活保護の受給にかかわっての寄り添うということで、どういう観点で必要なのかということで私お尋ねしてるんですけれども、職員が対応するときに、まずきちんと家庭の状況、滞納状況などがきちんとわかるように、一つの部署で、例えば給食費が滞納されているというときに、国民健康保険料や水道料金、またほかの税金が滞納になっていないのかどうか、そういうことがわかるような体制が必要ではないかと。そのことは、個人情報保護法からも23条1項、2項で何ら制限されないということがうたわれています。そのような対応ができないのかということをお伺いしています。

○堤 正久保健福祉課長

生活保護の認定に関しての情報の収集ということだと思っております。

保健福祉課のほうでは、税務関係については税務課長のほうに情報の提供を求めていますし、扶養義務者等々の話もありますけれども、その辺については住民課長へも情報の提供をお願いして、横の連絡をとりながら保護の申請の書類等を準備をさせていただいております。

○秀島和善議員

ぜひお互いの同じ役場の職員として、町民の厳しい生活実態がいかに早くわかるかという点で、国保や水道料金や公共料金など全体が滞納になっていないのかどうか、学校給食も含めて、わかるシステムを構築していただきたいことを重ねて強調しておきたいと思えます。

3番目の安倍政権が5月17日に国会に提出した生活保護法改悪などに怒りの声が上がっています。改悪案は、親族、親子や兄弟姉妹などによる扶養義務を強化します。このような改悪がなされないように、国や県に対して申し入れを私は町長としてもすべきではないかと思えますけれども、まず町長にお尋ねしますけれども、現在衆議院で通った生活保護の締め出しと言っても過言ではない法案の内容について、どういう認識を持っていらっしゃるのでしょうか。

○田島健一町長

ただいまの質問でございますけれども、国会に提出された生活保護法の改悪案ということで議員言われますけれども、この内容、改正案そのものは、1つ目は、就労の自立を促すため就労自立給付金を創設すると、2つ目は、被保護者就労自立支援事業の創

設、3つ目に、被保護者の健康管理や家計支援の取り組みを努める、4つ目に、不正や不適正受給者対策の強化の一環として、新生児を含めた福祉事務所の調査権限の強化、5つ目に、医療扶助の適正化が主な改正点であるというふうに認識をいたしております。

○秀島和善議員

今、5つの観点で町長から生活保護の改正ということでの内容で説明がありましたけれども、大きく言って2つの特徴があるのではないのでしょうか。

第1点に、生活保護の申請は、現在は口頭でもすぐできるようになっています。それを改悪案は、申請書を提出しなければならないということで明記されている点です。その記入項目も収入、資産や就労、求職活動、親族の扶養など、具体的に示しています。24条1項の中でそのことが示されています。また、申請書には、生活保護の要非決定に必要な書類も添付しなければならないということがこの改正の中で盛り込まれています。私は、このことは生活保護を受けたいという方に対して、今例えば夫婦で暮らしをされている中で、家庭内暴力ということで、つらいから離れて暮らさざるを得ないという中で、生活保護を申請したいというもし場合があったとしたときに、今のような書類を提出するということは、扶養義務、また求職活動、収入、資産、就労状況ということをきちんと明示しないといけないとなると、その家庭内暴力に遭っている連れ合いの方は生活保護の申請ができなくなります。まず、そういう問題が発生するのではないかというように思います。

2つ目に、親族の収入や資産、そして銀行の調査まで、この改悪の中身ではこのように通知されています。家族に保護の開始を通知しなければならないというのが24条の8項でうたわれています。なぜ扶養できないのか親族に報告を求められることができるというのが28条の2項、そして親族の収入、資産などの情報も、官公署や日本年金機構、銀行、勤め先など、資料提供や報告を求められることができるというのが29条の1項でうたわれています。私は、こういうことが強化されれば、それこそ先ほども申したような例のときに生活保護の受給がますます申請しづらくなる、そして憲法25条の国民の生存権、国の社会保障の義務が奪われるのではないかということをおは危惧する一人であります。改めて、町長にお願いをしたいのは、今参議院で審議が始まりましたけれども、このような改悪がなされないように国、県に働きかけをしていただきたいと思いますが、再度町長の認識を伺います。

○田島健一町長

ただいまの議員の御質問でございますけれども、今回の改正法案につきましては、先ほど来のお話ありますように、24条の8項であるとか、28条の2項、29条のお話もありました。これら不正や不適正受給者対策の強化の一環として扶養義務等の親族に対して、扶養に関する報告を求められることができると規定していることでございまして、これは先日マスコミ等でもありましたように、芸人さんが親の扶養等の関係を明らかにされたわけでございますけれども、ああいった国民感情に配慮した改正であるというふうに認識をいたしております。また、保護の申請等をするとき、申請書を保護の

実施機関に提出しなければならないとなっておりますけども、ただし書きもございまして、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときはこの限りではないというふうにもなっております。また、書類を提出できない人は、口頭で申請できるほか、書類は保護決定までに提出すればよく、事情があつて書類がそろわなくても申請可能と解釈できる内容の修正案であるというふうに認識をいたしております。そういうことで、生活保護そのものは最後のセーフティーネットでございます。生活保護を利用する人もまたその親族も申請しやすい制度となるべきであるというふうに思っております。そうなっているものと私は認識をいたしております。そういうことでございまして、国や県に対して現時点において申し入れをするということは現時点では考えておりません。

以上でございます。

○秀島和善議員

確かに、町長がおっしゃるように、全国には不正受給ということも、特にワイドショーなどでもここ数年の間によく報道されましたけれども、しかし不正受給は全体の0.5%にすぎません。0.5%です。その0.5%のわずかな問題を誇大拡張して、朝から晩まで洪水のようにテレビで報道する、そのことによって生活保護を受けている人たちが非常に受けにくくなってきている。そして本来、生活保護を申請をしなければいけないという方たちがますます窓口に行きにくくなっていくというのが、私は危惧するところです。全国で生活保護の受給者は210万人と言われております。その生活保護が本当に必要だと言われている人たちは、全国ではその生活保護の最後のセーフティーネット生活保護の受給を受けている人たちは15から18%だということが専門家の研究者の指摘であります。残りの80%強の方がいわゆる全国で1,000万人の人たちが生活保護以下の暮らしをしているというのが今の実態ではないかと私は思います。ぜひ、先ほど町長は国、県に対して今の時点では要望はしないということでもありますけれども、私は現在参議院で審議が始まった生活保護の改悪の内容は、水際作戦になり、生活保護を締め出していくことにつながっていく危険性をはらんでいるということを改めて強調し、この項については終わらせていただきます。

続いて、子育て応援として、学童保育を充実させていくということに全力を挙げていきたい、私自身もそう考えています。仕事と子育ての両立のため、学童保育を必要とする家庭が年々ふえています。現行の制度は、国からの財政措置も十分ではなく、町の負担も大きい中、学童保育に取り組んでいることと思います。子供にとりまして学童保育というものは、家庭にかわる毎日の生活の場であり、その指導員は親と同じく重要な仕事であります。学童保育所の利用児童数と指導員の配置状況を、正規雇用とそれ以外の短期、短時間の雇用別にお知らせをお願いしますということで、資料の要求もしております。担当課から資料が4-4と4-5として資料が出されておりますので、まずこの資料の説明をしていただき、現在の学童保育のスペース、そしてそのスペースに見合う定員に対して、現在学童の子供たちが何名いるのか。そして、指導員の体制がどのように配置されているのか。とりわけ今年度支援員ということで、学校で勤める職員が残りの2時間ないし3時間、学童保育所の指導員として入るとい

うことがされております。このことによる不安が広がっている実態があります。このような問題をどういうふうに解決されようとしているのか、担当課長より資料の説明の中で報告をお願いいたします。

○堤 正久保健福祉課長

学童保育の資料に基づいてお話をさせていただきます。

学童保育所というのは、児童にとりまして家庭にかわる生活の場だというふうに思っております。子供が遊んだり、おやつを食べたり、宿題をしたり、家庭的な役割を持った集団で生活をする場ということでございます。現在、指導員としましては25人ですね、資料で福富小学校から有明南小学校までの全員で25名の指導員がいます。ほかにフリーといひまして、決まった学童保育所を持たない、各学童保育所で指導員が家庭の事情とかいろんな事情があつて、かわりの方が5名いらっしゃると。合計30名の指導員を雇用をして、8カ所の学童保育所を運営しております。その中で、正規雇用とそれ以外の方ということでございます。これについては、全員臨時雇用ということで、1年の単年度契約ということで雇用をさせていただいております。学校支援員ということと学童保育の指導員というのを兼ねてされている方が、この資料の中にありますように10名、うち1名はフリーということで実施をさせていただいております。学校支援員と放課後児童クラブの指導員の区別ということでございますが、学校支援員といひますのは、学校のほうで勤務をされているときに学校支援員という名前ということで思っております。学童のほうに来られたときには学校支援員ではなくて学童保育の指導員というふうに私どもも理解をしております。

以上です。

○秀島和善議員

担当課長にお尋ねしますけれども、資料の4-4です。

資料の4-4で、須古小学校のスマイルクラブが、児童数11名で、指導員が2名、うち1名が支援になります。学校の都合で支援員がすぐに学童保育に来れない場合は、指導員が1人体制になるというのが生まれます。有明南小さくらクラブでは、児童数が9名で、指導員が2名、そのうち2名とも支援員というところでは、学校支援員で体制がつくられておりますけれども、もし学校の都合ですぐに学童に来れないという場合は、子供が帰ってきていながら指導員が誰もいないという状況が発生するわけです。こういう問題にどのように対応されようとしているのか、これが第1です。

第2番目に、資料の4-5です。

資料の4-5です。

福富小学校のすみれクラブは定員が48人ですけれども、現在受け入れ児童数が50名ということで、予定よりも定員よりも2名多くなっています。また、有明西小のもみじクラブは定員が12名に対して、児童数が17名ということで5人多い状況です。私もすみれクラブやもみじクラブに調査にも行きましたけれども、この梅雨どき雨が降る中、外で遊べないというときには、本当に一つの部屋の中でわあっという声だけが共鳴するような中で、そこで宿題をするということ自体不可能ではないかと思ひますけ

れども、こういう問題にどういうふうに対応されようとしているのか、2つお尋ねをいたします。

あわせて、教育長にもお尋ねをしたいんですけども、支援員が学校の後、学童に入ることに於いて現在問題が発生していないのかどうか、教育長にお尋ねをいたします。

○堤 正久保健福祉課長

お答えをさせていただきます。

支援員が学校の都合で学童保育に来る時間が遅くなるとか、そういうことの場合はどういう対応をされるのかということでございます。

支援員の方を学童保育指導員として雇用する考え方として、学校のほうともお話をさせていただきましたが、まず学童保育については、子供がもう来るので、学童保育を指導員として優先をさせていただかなければ学童保育のほうで運営できなくなるということで御了解を得た上で、学校支援員の方を学童保育の指導員として雇用をさせていただきました。そういうことで、支援員の方にもお話をさせていただいて、学童保育を優先的にやっていただくということで学校の了解も得ていることだと思っております。

それから、資料の4-5の福富小学校と西小学校の定員をオーバーしている児童の受け入れについての考え方ということでございます。

指導員の配置につきましては、白石町放課後児童健全育成事業実施要綱及び佐賀県放課後児童クラブガイドラインに従って、児童の安全への配慮や事業の安全な運営のため、常時複数の指導員を配置しております。ガイドラインによる指導員の配置人数の基準では、児童数35人までが2人以上、児童数36人以上が3人以上と、学童保育の指導員の基準となっております。また、特に配慮を要する児童を受け入れる場合は、児童数に応じて指導員の配置に増加をさせるというようなことになっております。福富小学校の定員の考え方で、48名ということになっております。生活スペース79.9のおおむね1人の児童に対して1.65平米の基準というものがございます。今回、1.65で除した数が48名という定員を設定をしておりますが、25年度につきましては希望者が50名と多かったということでございまして、おおむねという規定を適用させていただいて2名をお願いをしているところでございます。随時、いろいろな子供さんの社会体育とか、そういうところでクラブを退部される方等もいらっしゃいますので、当初50名で受け入れをしたところでございます。手狭ということでございますが、旧用務員宿舎、用務員さんのお部屋ですね、ここを学校側から借り入れまして、ここも使用してよいということで、そのスペースの確保に努めているところでございます。それから、社会体育でバレーボールとか体育館内でのスポーツがない日については、体育館の使用も学校側からしてもらってよいということで、そういうスペースを利用しながら受け入れているところでございます。有明西小学校につきましては、12人の定員について、17名の児童を受け入れております。これについてもできるだけ多くの方が保護者さんたちがお仕事に行けるようにということで、西小学校のほうにも相談をしまして、校長室の横の会議室を学童保育に使っていいということで、使わせていただ

いて、17名を受け入れているところでございます。

以上です。

○江口武好教育長

白石町の学校教育におきましては、昨年までの子供たちの支援員ということで15名、それから学校の事務補助、これが11校ございますので、11名、26名で対処をしていたわけですが、そうじゃなくて、学校の学校長がどういった学校運営上、人的人材が必要なのかということで、ことしからスクールアシスタント制度ということを取り入れているわけです。このスクールアシスタントというのが、これあくまでも学校長が学校運営上に自分が探して、人を探してそれをどのような業務の中に配置していくかというのは、これはあくまでも学校経営、学校運営上の中身になってくるわけです。現在、47名、そのうちの先ほど御紹介ありましたけど、10名が放課後児童クラブの指導員に後なれるということで、フリーの方も1人含めてなんですけど、この場合、スクールアシスタントのいわゆる学校での業務が後半放課後のほうに行くなら支障がないかというようなそういった御質問じゃなかったかと思えますけど、これは週の28時間のあれがありますので、その中で例えば1年生とか、放課後児童クラブに参加する子供たちが1年とか2年とか結構早目の子供もいるかもわかりません。そういう場合には、あくまでも学校長の配慮によって、そのあたりは配慮をしていると。だから、スクールアシスタントの業務そのものには特別支障がないというのが今の現状でございます。

以上です。

○秀島和善議員

教育長は、現在の学童保育所8カ所、小学校の中にそれぞれ学童保育所が設置されておりますけれども、その支援員が入るようになってから学童保育所に足を運ばれたことがありますか。

○江口武好教育長

それはありません。ただ、場所とそこはもちろん把握をしておりますけど。スクールアシスタントで放課後に行っているということでしょうか。（「そうです」と呼ぶ者あり）それは今後させていただきたいと思えます。今現在はありません。

以上です。

○秀島和善議員

町長にお尋ねしますけれども、町長は町長に赴任して大変多忙きわまる毎日の町長職でありますけれども、学童保育所への訪問は今までありますでしょうか。

○田島健一町長

済みません。私もまだ行っておりません。申しわけございません。

○秀島和善議員

指導員の先生方からは、新年度からこういう声が寄せられていました。これは、指導員の先生方の質問の内容の文書で書かれておりました。学童指導員の勤務開始時刻は学校の行事により変わることも多い、それに学校に勤務されている生活介助の先生方はきちんと対応できるのか、いわゆる支援員の先生たちが対応できるのかという心配を持ってらっしゃるようです。学校の現場ではいろいろなことが起きるであろうし、定時に退勤できなかった場合、学校の現場によっては指導員が1人のところが出てくる。原則、1人勤務はしないということだったが、こういう状況にどう対応されようとしているのかという指導員からの意見であります。また、有明地域の保護者から意見をいただきました。これは、有明西小学校にありますもみじクラブの実態でありますけれども、こういうことであります。12月より、17人と学童の児童がふえ、用務員さんの部屋の狭い部屋であり、トイレも水洗ではなく、ふたもなく不衛生で危険であり、ふたが欲しいですと。水洗にできればしてほしいです。児童がふえて狭いため、保育がこれから梅雨になればどうなるのか心配でならないという声を寄せていただきました。担当課長にお尋ねしますけれども、西小学校のこのもみじクラブの老朽化についてはどのように対策を考えていらっしゃるのでしょうか。

○堤 正久保健福祉課長

先ほどの井崎議員の中にもお話をさせていただきましたが、子育て3法が改正になっております。その中で、子ども・子育て会議、仮称ではございますが、そういうものを設置しながら今後の学童保育についても検討していきたいというふうに思っております。その中で、6年生まで対応するということとなりますと、現在の学童保育をしている場所ではどうしてもスペース的に足りないということがございます。それで、本年度に学童保育全体の計画的なものを施設と運営についての計画等を策定をして、26年度に整備ができるものから整備をしていこうというふうに考えております。以上です。

○秀島和善議員

今、課長からお話ありましたけれども、27年度を目標にということですが、整備ができるものから整備するということは、具体的に現在例えば先ほどのもみじクラブの問題を指摘しましたけれども、このもみじクラブの老朽化に当たって具体的に手を入れる計画はあるんですか。

○堤 正久保健福祉課長

西小学校についての今の用務員室に手を入れるという計画はございません。西小学校については、御存じのように築年も相当たっております。部屋の的にももう12名ということで、その施設を改修、改築、改修しても12名を入れるのが精いっぱいということになってくると思います。特に、高学年を入れることになると、低学年は1.65でよかったですかもしれませんが、やはり行動範囲が広うございます。いろいろなトラブル等もあると思いますので、1人当たりのスペースというものを今後ガイドライン等でお

示しがなされていくと思います。そういう基準の中で、学校との協議を行って、教育委員会のほうともお話をしなければなりません、学校の余裕教室等がないのか、確かにないのか、その学童の時間に使える教室がないのか、もしなければ他に求めていくというような方法を考えなければならないというふうに思っております。

それと、西小学校につきまして、本年度に急に定員を超える児童が来ております。昨年まではこの12人の中で、定員12人の中で運営ができてきましたけども、ことし急に17名という大きな人数になっております。行政としても将来を見ながら整備をしていく必要もあろうかと思いますが、単年度単年度の入所児童数ということもございます。その辺もくめまして、そういう会議の中で検討をして整備計画等も認定をしていたきたいなというふうに思っております。

以上です。

○秀島和善議員

担当課長にお尋ねしますが、8つの学童で現在待機児童数はどのような状況になってるのでしょうか。

○堤 正久保健福祉課長

当初、福富小学校のほうで定員48名に対して頑張って50名の児童を受け入れをしておりました。3名の方が4月時点では待機児童というようなことで、3名の方についてはお待ちをさせていただいております。中の指導員ともお話をさせていただいて、少しのいろいろな理由での退部者もありましたことと、あと3名の方に聞き取りをしながら、必要な方、利用するよという方については、現在入所していただくということになっておまして、現在待機児童というのは8クラブともありません。

以上です。

○秀島和善議員

担当課長にお尋ねします。

4年生、5年生、6年生の希望がアンケートによりますと、66%ということで、6年生まで学童保育の利用が可能になった場合に、利用を希望しますかという方が66%ということで、大変多いわけですが、今後計画をつくっていくという点では、6年生も学童に入れていくということを視野に入れた学童保育を計画をされようとするのでしょうか。

○堤 正久保健福祉課長

議員の要求資料の中で、4-6の資料の中で、問い5の中の答えになっているかと思えます。6年生まで利用しますかということで、利用が92名の方が利用すると。約3分の1の方が利用しないということもございまして。学年をどこまで利用するかというようなことが、下のその他の欄に結構出されておりましたが、6年生まで利用する、4年生までは利用したいというような回答の中での92と考えております。92名が6年生まで利用するというのではなくて、4年生までという方も含めて92名というふう

に思っております。もちろん6年生まで学童保育を実施するということになるということにする場合、当然施設、その余裕教室の話とか、各スペースの話とか、そういうものについては6年生までの考え方の中での計画を立てていくということになります。

○秀島和善議員

私が一般質問の提出で要望しました4-6の資料、町長にも見ていただきたいところですが、一番最後の問いの6というところで、その他学童に対して自由に御意見、感想などを書いてほしいというところの欄を見てください。ここには保護者から生の声としてこのように書いてあります。4年生から1人で留守番ができるか心配だ。ぜひ6年生まで利用できるようにしてほしい。土曜日各学校で開設してほしい。6年生までは必要ないが、4年生ぐらいまでは利用したい。長期休業時に子供だけ留守番をさせるのが心配なので、長期休業だけでも6年生までお願いしたい。時間の延長は積極的には希望しないが、残業することもあるので、少し余裕があればいいと思います。定時で職場から迎えに行ってもぎりぎりなので、時間延長を希望します。最後に、長期休業時も各クラブで開設してほしいということで、大変リアルな具体的な要望が示されておりますけれども、まず、町長にお尋ねしたいんですけれども、多忙きわまる町長職でありますけれども、これからの白石町を担う子供たちの放課後の生活、本当に家庭と同様の生活をこの学童保育所が担っているわけです。まず、学童保育の8つの学童に訪問をするということと、そして保護者ともですけれども、まず長期休業、夏休みの前に支援員や学童保育の支援員の方と膝を突き合わせて、今率直にどういう問題を抱えていらっしゃるのか、話を聞くという場が必要ではないかなと思いますけれども、町長いかがでしょうか。

○田島健一町長

私も早く現地を見なくちゃいけないというところでございましたけれども、行っていないところをおわびするわけでございますけれども、まずもって現地へ見に行つて、そして先ほど言われましたように、いろんな意見を賜りたいと思っております。私も今4月から町長と語る会ということで、行政区に対してはいろいろと回っておるわけでございますけれども、こういった施設についても時間をつくって回っていきたいというふうに考えているところでございます。

○秀島和善議員

学童の先生方と担当課長、保健福祉課長と、そして学校教育課長、係長なども参加した会議を4月5日に総合センターで開催をいたしました。先ほど読み上げましたけれども、学校支援員が学童保育に責任を持って勤務する体制を本当につくれるのかということでは、今でも不安な声が寄せられています。私は、ぜひ町長を語る会、計画が6月、7月と予定がありますけれども、この日程を挟んでも、まず指導員、支援員の方と直接、町長、対話をしていただきたいんですけれども、その日程つくっていただけませんか。

○田島健一町長

関係者の方と相談をしながら、実施する方向で検討していきたいと思います。

○秀島和善議員

担当課長にお尋ねします。

先ほど保護者から要望が幾つか紹介をいたしましたけれども、そこでも読み上げましたけれども、間もなく迫っている夏休みの保育の開設についてどういう計画をなされているのかということと、土曜保育は現在六角の学童保育1カ所でなされていますけれども、この土曜保育についての今後の計画はどのように考えてらっしゃるのでしょうか。

○堤 正久保健福祉課長

夏休みの長期休暇中の学童保育についての考え方ということでございます。

まず、現在利用されている方にその実施の希望をとります。その中で、開設場所等々を決定をしながらいきたいというふうに思っております。

それと、土曜保育については現在六角小学校で実施をしておりますけれども、土曜保育の希望をとりましても、その人数が若干少ない、少ないというのはおかしいかもしれませんが、六角学童保育所でも十分対応できる人数が利用希望をされているということとあわせて、現在六角小学校1カ所で学童保育を実施をしております。今後、土曜日の希望が多くなってくれば、やはり六角小学校ではなくて、少し地域に分散させたところでの学童保育所の開設ということで考えております。

以上です。

○秀島和善議員

町長に学童保育についてもう一点お尋ねいたします。

通告でも書いておりますけれども、現在、学童保育の指導員は30名、8つの学童で頑張っていただいています。経験豊かな方では、10年以上にわたって働いている方もいらっしゃいます。現在、時間給が1,000円ということで、開設時から変わっておりません。私は、この学童保育というのが、特に発達障がいや障がいを持つ子供たちの受け入れも積極的に今進めている中で、大変心身ともに厳しい職場で働いていらっしゃいますので、私は開設時から、時間給1,000円というのは全く変動がないというのは余りにも学童の先生たちに対して長く働いてもらうということに責任が持てないのではないかと思います。ぜひ給与を上げていくということが今必要ではないかと思っておりますけれども、町長のお考えはいかがでしょうか。

○田島健一町長

指導員さんの賃金のことでもございますけれども、県内の状況を調べてみますと、時給が780円から898円というふうに調査ではなっているわけございまして、白石町の1,000円というのは、他町に比べたときに、安いということではなく、今のところ計画的に上げなければならないという金額ではないんじゃないかなと思っておるところ

でございます。

○秀島和善議員

今、働くお父さんやお母さんたち、全国でもふえています。そして、残業もふえているというのが実態です。アンケートでもありましたけれども、学童保育の時間延長を望みたいという希望も幾つかあるようです。私は、町長にぜひ重ねて強調したいのは、一日も早く現場で働く指導員の実態、学童保育の状況を直接町長の目でそして耳で体で感じていただきたいことを重ねて強調しておきたいと思ひますし、指導員との懇談会を早目に予定をしていただいて、どうすればこの学童保育の生活の豊かな実践づくりができるのか、とりわけ高学年を視野に入れた学童保育所づくり、そして定員をオーバーしている福富や有明西の問題などを解決するためにも、その指導員との懇談が必要でないかと思ひます。そのような時間をつくっていただきたいことを重ねてお願いをし、この項については終わらせていただきます。

大きな3項目めの太陽光発電導入推進事業を復活すべきではないかというところに移らせていただきたいんです。

町長にお尋ねしますけれども、通告でも書いています。町民の環境に対する意識を高め、地球に優しいまちづくりを行うため、昨年度まで取り組んだ太陽光発電推進事業を私は復活すべきだと考えていますが、町長の所見をお伺いしたいと思ひます。

○田島健一町長

太陽光発電導入推進事業についてのお話でございます。

昨年も議会での質問があったようでございますけれども、内部のほうの企画や財政のほうとも協議をいたしたところでございますけれども、やはり今年度からは従来のこれまでの補助制度は廃止することになりました。その理由は、前回は説明があったかと思ひますけれども、一つの理由からではなくて、総合的に判断した結果でございます。この補助金制度というものの目的につきましては、低炭素社会など環境への配慮、それに資源循環型社会の実現を図るための一つの呼び水として、平成22年度から始めた政策的な事業でございまして、当初から3年間ということで設定をしてあったところでございます。そういうことで、この間の補助の実績を申しますと、22年度に80件、23年度に110件ということで、24年度は当初の分と補正を含めて227件ということで、3年間で417件にも達していたところでございまして、九電からいただいた県内市町別の売電契約件数をそれぞれの市町の世帯数で割った普及率と比較いたしますと、本町におきましては10%を超えたということで、既に県内のナンバーワンの普及率に達していたということで、こういうことで事業はやめたということでございます。

以上でございます。

○秀島和善議員

町長にお尋ねしますけれども、今安倍内閣は原発の再稼働に向けて新たな動きをつくっています。そして、原発を海外に輸出するというところまで行っています。私は、町長にお尋ねしたいんですけれども、私自身この原発は即時中止をし、自然エネルギー

一に足元をしっかりと方向を変えていくことが必要ではないかと思えます。自然エネルギーと言われるのは、太陽光発電はもちろん、地熱、小水力や風力、そしてまた海洋の海の温度差を利用した発電も研究され、実践されているようです。この政府が今進めようとする原発の再稼働について、町長のお考えはどういうものを持って今現在認識を持ってらっしゃるんでしょうか。

○田島健一町長

原発に対する考えを聞かれているわけでございますけれども、私ももろ手を挙げて原発再稼働賛成ということではないわけでございますけれども、現時点においては、代替発電がまだ確固たるものがない状況下の中にあってはやむを得ないところがあるのかなと。将来的には、遠将来的には廃止をしていくべきだと思いますけれども、近未来、当分の間、これについてはいたし方ないのかなというふうに思っております。ただいま議員お話しのように、外国にも売り出していっているということは、それだけ技術的には高レベルのものが日本にはあるのではないかというふうに私は認識をいたしております。そういうことで何でもだめだだめだということじゃなくて、将来的には技術力云々じゃなくても廃止の方向をしていかないかと思えますけど、当分の間はしょうがないところもあるのかなというふうに思っております。いろんな話を聞き及びますと、やはり供給をコンスタントにするためにはどうしても、現在いろんな開発、検討されておりますけれども、なかなかそれではコンスタントな供給ができないというようなことも、あるところからは聞こえてまいります。そういったことで、私たちが文化的最低の生活をするためには、やはり電力というのは必要不可欠なものだというふうに認識をしておりますので、安全が100%確保じゃないかもわかりませんが、今の技術屋さんたちは100%安全だよというのをもって再稼働というふうなうたわれていると思えますので、それはそれで私たちは当分の間は信じていくしかないのかなというふうに、私は、私個人的にはそのような考えを持っております。

○秀島和善議員

近未来的にこの原発一定必要だと。しかし、将来的には原発は廃止すべきだという考えを今町長述べられましたけれども、ならばいわゆる本町での太陽光発電のシステム3年間ということで事業は始まりましたけれども、私が要望した資料の4-8という資料を見ていただけますか。先ほど町長からも説明の中で触れられましたけれども、平成22年度が、補助件数が80件、補助額が792万1,000円ということで、九州電力による売電の契約件数が459件と、平成23年度が、補助の件数が110件、補助額が1,098万8,000円ということで、九州電力による売電契約数が593件、平成24年、補助件数が227件ということで、補助額が2,254万7,000円、売電契約件数が784件ということで、一年一年急増しております。補助件数が、22年度80件を100としたらば、24年度が227件、283%の増加になってます。そして、売電契約数も県内ではトップだということで、町長から説明がありましたけれども、私はこういう実態だからこそ、太陽光発電をさらに県内でも普及をさせていく、町内で普及をさせていくということで、予算化が必要ではないかというふうに思いますが、改めて町長の認識を伺いたいと

思います。

○田島健一町長

先ほどからお答え申し上げておるんですけども、22年から始めましたと。いろんな政策的なものについては、永続的にやるんじゃないかと、ちょっと様子見と言ったら失礼でございますけれども、3年間ぐらいで事業の成果を見ていくということをいたしております。この3年間を実施したということで、約1割、佐賀県でもトップだということでございまして、当分はちょっと様子見と言ったら語弊ありますが、ちょっと補助としては取りやめるとするか、様子見ということで休止させていただきたいというふうに思っているところでございます。

○秀島和善議員

今後の計画の中で、太陽光発電のシステム、改めて補助をしていくことを重ねて要望しておきたいと思っております。

次の2の項目に移らせていただきますけれども、佐賀市では市内の小学校や中学校、10校の屋根で太陽光発電を行い、福岡市内の業者に年間120万円で屋根を貸し出し、130世帯相当分の発電を見込んでいます。本町では、現在役場庁舎に17.5キロワットを初め、ゆうあい館などに一部設置されておりますが、私は地域新エネルギー導入促進事業として、町内の施設や堤防、田畑をこの太陽光発電システムに活用すべきではないかと考えますけれども、町長の所見を伺いたいと思っております。

○田島健一町長

太陽光発電パネルを設置するために田畑をということでございますけれども、町が積極的に導入を推進する場合は町の施設がいろいろあるかというふうに思います。庁舎、水処理センター、ゆうあい館などには既に設置をしているところでございます。佐賀市のような屋根貸しについても申請等があれば基本的には許可したいと考えております。ただし、本来のそれぞれの施設の持つ設置目的に支障がないことが重要ではないかというふうに思います。さらに、構造上荷重等に耐えられる構造であるかどうか。その他施設の公用を害する場合は当然除外となります。現在のところ、発電事業者等からの問い合わせ等の実績はあっておりませんので、そういったことは想定をしていないわけでございますけれども、農地等々についてはやはり本町の生産基盤である農地を活用するところまでは私も今のところ考えてはいないところでございます。

○秀島和善議員

1つ、町長にも紹介をしておきたいんですけども、農業新聞で紹介をされておりました。兵庫県の姫路市で、こういう内容なんです。これは、農地を利用して太陽光発電のパネルを立体的につくっていくということなんですけれども、まず新聞によりますと、農水省がことしの3月の末に農地法の運用を見直し、発電設備の撤去が簡単で、作物の収量が市域の平均と比べ8割以下にならないなどの条件に、農地に支柱を

立てて太陽光発電を認める通知を出しています。こういうふうに農業新聞で紹介をされた内容なんですけれども、どういう内容かと申しますと、姫路市では、農地12アールの4カ所に支柱を立て、縦が5メートル、横8メートルの太陽光発電パネルを4基設置しております。高さが農作業に支障が出ないように、5メートルの上に設定し、台風など強風でも倒れないような強度に基準を満たしている支柱であるそうです。こういう内容でありますと、本町でも実用可能ではないかと思っておりますけれども、町長の認識を伺いたいと思います。

○田島健一町長

先ほど、後段のほうで答えをしたかと思っておりますけれども、白石町は1次産業、農業が主な産業でございます。そういった中で、農地をやみくもに費やして、太陽光ということ積極的に推し進めようとは今のところ私は考えておりません。今、結構農地転用の話が全国的に話題になっているところでございます。県においても、いろんな会議の中でもなかなか厳しいものがあるからということで、緩和策等々の話もありますけれども、それは白石町以外のところでは、そういったことを取り組んで、計画を推奨しようというところがあるかもわかりませんが、私白石町においては、積極的な取り組みは私自身はしたくないなというふうに思っております。なぜかという、今は、昨年が42円の売電ですけども、どんどん下がってきております。37円ですかね。またずっと下がっていくかと思っております。そういったときに、せっかく大きな金額を投資された方がですよ、最終的にやめなくてはいけないというときに、どうなっていくのかなど。将来を考えたときに、ちょっと危ないところが見え隠れするなというところがございまして。だから、私は町長として、積極的には推進しないと。それは、本人さん、本人さん、いらっしゃいますので、本人の考え方でやられるということはいいいでしょうけれども、積極的には推奨していきたくないなという思いでございます。

○秀島和善議員

太陽光発電導入推進事業について、ぜひこれからの総合計画の中でも改めて検討をしていただきたいことを強調し、次の一番最後の項目に移らせていただきます。

この項目については、副町長にお尋ねをしたいと思っております。

町長としては、トップセールスとして全国にセールスをする、また対外的な話し合いを設けたりするということで、町内の職員の資質向上に向けては副町長がやはり先頭を切って力を発揮していく内容ではないかと思っておりますので、副町長の考えを聞かせていただきたいと思っております。

分権改革によって地方自治体の処理する事務の範囲が圧倒的に拡大し、法政策の形成を含め、法のルールに従った適正で公正、透明な処理が今職員に求められています。これからの地方自治体は、住民の身近なところで、それぞれの地域にふさわしい独自の施策や行政サービスを提供しなければなりません。そのためには、福祉、環境、安全・安心、まちづくり、土地利用、産業振興、内部管理、情報、財務会計、監査など、多岐多彩な専門職員がこれから必要になりますが、これらの各分野に共通した法的問題や地域の独自政策を法的に設計し構築する法務能力を備えた専門職員が絶対に不可

欠だと考えています。そのためにも、みずからの能力を開発しようとする職員に対して何らかの援助をしていかなければいけないと考えます。例えば、特定の目的を持って大学や大学院等への入学を希望する職員に学費を援助するとか、民間ベースの研修とか、セミナーの受講、あるいは自治体法務の検定試験の受験を推奨するなど、こうした職員の能力を開発するための施策について、副町長としての所見を伺いたいと思います。

○杉原 忍副町長

ただいまの質問にお答えいたします。

地方分権によって地方自治体の業務は複雑多岐にわたってまいりますが、そのような中私たち職員に求められている役割は非常に大きいものと感じております。本町におきましては、平成24年2月に、第2次白石町人材育成基本方針を作成いたしまして、今後の人材育成の基本的な考え方、人材育成の方策等について定めています。その中で、職員一人一人が長期的な視点で目標を設置し、自己啓発に取り組み、みずからの能力を効果的かつ効率的に向上させることで組織力を高め、町民生活の向上を目指すこととしております。そのため議員おっしゃいました職員研修の充実を図ることが必要だと考えております。職員が積極的に自己啓発に取り組んでいただけますよう、資格検定取得への支援等を行ってまいっております。例えば、自治体法務検定につきましては、職員に奨励いたしまして、平成23年度から受験料の助成をいたしております。以上です。

○秀島和善議員

副町長に重ねてお尋ねしますが、職員が最初に入ったときに、憲法にうたわれている一つ一つの条文にきちんと尊重していくこと、そしてその憲法を生かしていく公務員としての仕事に打ち込むということが約束されるわけですが、それが現在本町の職員においてきちんと実施をされているのでしょうか。

○杉原 忍副町長

ただいまの御質問は、新採になったときに署名等をしているかという御質問だったかと思いますが、日本国憲法に遵守しということで、署名をして提出していただいております。

以上です。

○秀島和善議員

新規採用において署名がなされているということですが、私はこの新規採用だけではなく、課長及び専門監においてもこの憲法にのっとり職員の勤務がなされていく、そういった研修が必要ではないかと思っております。とりわけ、古くなればなるほどマンネリズムに陥りやすいわけですから。そういうためにも、新しい大学で勉学に励むとか、そしてまた民間ベースでの研修などに一定の期間、研修に参加するということが必要ではないかと思っておりますけれども、改めて副町長の認識を伺いたいと思っております。

○杉原 忍副町長

お答えいたします。

うちのほうの職員におきましては、管理監督者研修、例えば課長研修でありますとか、係長研修でありますとか、そういう階層ごとの研修は実施をいたしております。また、先ほどおっしゃいましたちょっと長期にわたる研修でございますけれども、自治体学校等、これが大体3カ月から6カ月という研修がございますが、そういう研修へも参加してもらうよう、職員に周知はいたしております。

以上です。

○秀島和善議員

現在、安倍政権において、憲法96条を改正して、そして憲法9条を改悪しようとする動きがにわかに色濃くなってきております。私は今ほど全国の公務員が、そして白石町の職員が憲法を守るという立場で、町民の生活とそして暮らしに寄り添う職員づくりが必要だと考えます。そのことを強調し、一般質問を終わらせていただきます。

○白武 悟議長

これで秀島和善議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

あすも一般質問となっております。

本日はこれにて散会いたします。

16時10分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年6月11日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 片 渕 彰

署 名 議 員 草 場 祥 則

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭